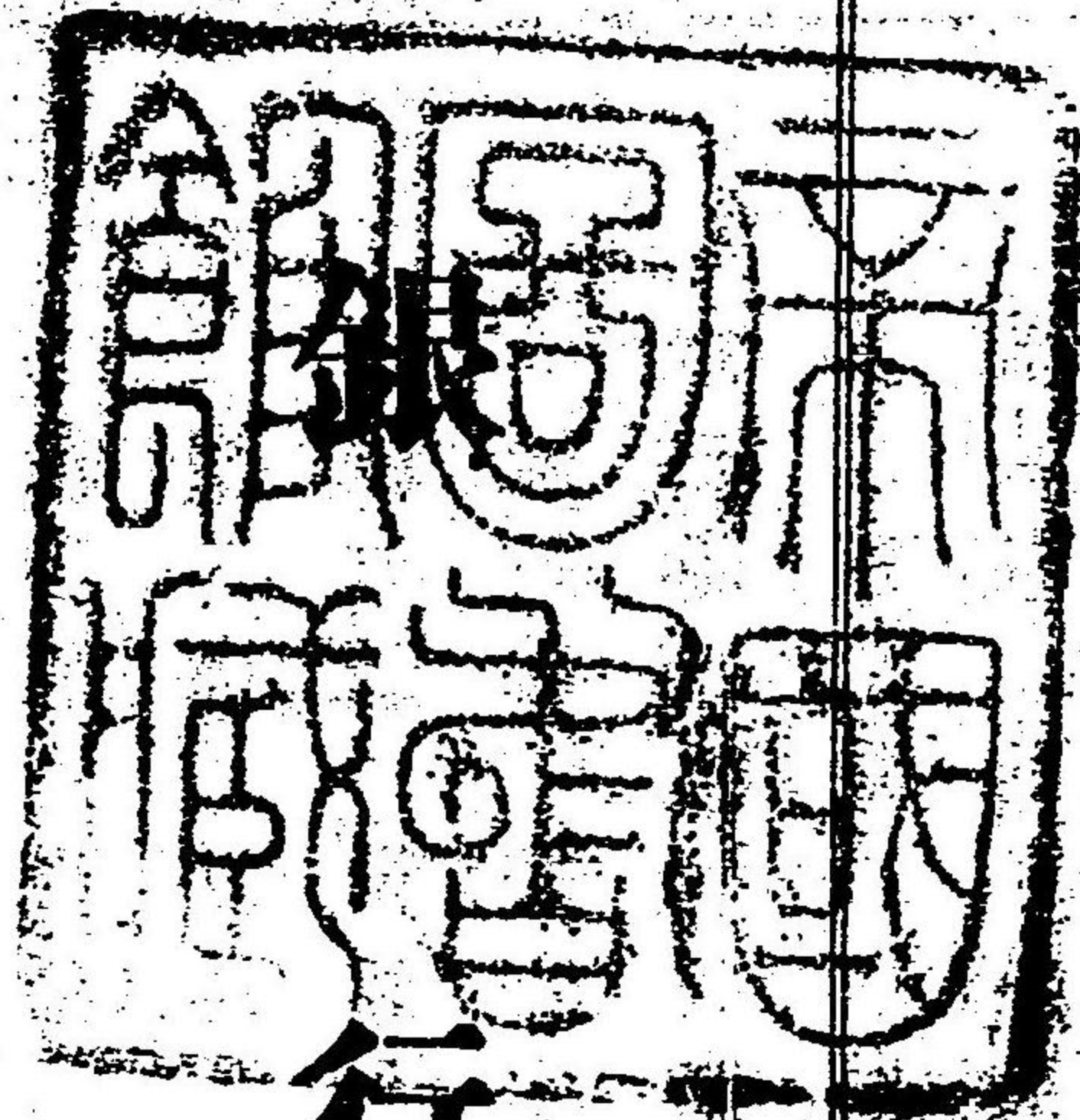


62-361

文學士 土子金四郎講述



行

論

全



大日本實業學會藏版

大日本實業學會編輯

銀行論

論

文學士 土手金四郎編著

銀行論目次

緒言.....一

第一章 銀行の定義及性質.....三

第二章 銀行の起原及沿革.....十一

第三章 銀行の業務.....四十五

 第一節 預金.....四十三

 第二節 貸付.....五十六

 第三節 割引.....八十六

 第四節 通貨越.....九十五

第四章 恐慌の原因及救済策.....

 第一節 恐慌の意義.....

 第二節 恐慌の原因.....

 第三節 恐慌の結果.....

銀行論目次終

第四節 恐慌の救済策.....

第五節 恐慌の實例.....

第五章 銀行支店の得失.....

第六章 銀行紙幣及發行法.....

第七章 銀行の種類.....

 第二節 中央銀行.....百七十

 第二節 農業銀行.....百九十八

 第三節 貯蓄銀行.....二百十三

 第四節 庶民銀行.....二百十七

 第二章 銀行の組織.....

 第一章 銀行の成立.....

銀行論

文學士 土子金四郎 講述



銀行は經濟社會に於て最も必要の機關にして之が消長は實業の盛衰に關し
 實業の盛衰は國家の隆替に係るものなり故に銀行をして能く發達せしむる
 時は實業の進歩得て期すべく國家の繁榮期して待つべし銀行の事豈に研究
 せざる可ばんや蓋し銀行の事たる單に理論のみを推究して其實際を學ばざ
 る時は隔靴搔痒の感なき能はず余や常に經濟の學に志し就中好んで銀行の
 事を研究すと雖も躬親しく泰西の銀行に入りて實務に鞅掌するにあらずん
 ば到底能く事の實相を知ると能はざるを思ひ先年米國に航し入て紐育府第
 三國立銀行員となり細大漏らさず同行の實務に従ひて練習すると二歳終に
 銀行事務適任證書を得たり此に於て米國を去て歐洲に赴き尙ほ諸銀行に就
 て實務を調査し大に得る所あり歸朝後一二の銀行に關係して其得る所を實

二
際に施したると少からず、一昨年横濱正金銀行倫敦支店へ出張せし時も同地に滞在中主として銀行の事に注意し英國銀行業の進歩等を調査したりき、今茲に大日本實業學會々員諸君の爲め銀行論を講述するに方り理論を説明すると共に聊か實際をも叙述して以て其應用に便せんと欲す、諸君幸に銀行の原理を味ふと共に實務の一斑をも知るを得ば望外の幸福なり。

第一章 銀行の定義及性質

銀行の定義に就ては古來の學者種々の斷定を下したりと雖も能く其本體性質を明にしたるものなし、故に『銀行とは何ぞや』との間に對し一言以て之に答ふるゝと容易ならず、是れ銀行の定義充分ならざるが爲めなり、蓋し定義は成るべく簡明なるを要するを以て複雑なる事項を僅々數語の中に包括せしむると頗る難事にして、從て之を聞く者も亦其了解に苦む所なり、然れども元來定義なるものは事物の本體にして他に異なる點を表示すれば足れりとす、換言すれば他に於て見ると能はざる特種の性質を言ひ顯すを以て充分なりとせざる可からず、余が銀行の定義として確信するものは曰く、銀行とは己れに對する信用に依りて資金を集收し之を運用して世の金融を助くるを業と爲すものなり、と云ふに在り、此定義を説明すれば諸君をして銀行の性質は如何なるものなるかを知らしむるを得べしと信す。

銀行の定義

銀行の信用
せらるゝ所
以て

金貸と銀行
との區別

右の定義に據れば銀行は己れに對する信用に依りて資金を集收すとあるを以て初めより自己の資本なく只た信用のみにて營業するもの、如く見ゆれども決して然らず。抑も銀行が信用せらるゝ所以のものは先づ自己の資本即ち株金あるが爲めに、若し初めより毫も株金なくんば何人と雖も信する者なく、從て預金を爲す者あらざるべし。世人が無抵當にて銀行に預金を爲す所以のものは銀行に相當の株金あるを以て之に由りて銀行を信用するが爲めなり。されば銀行が自己の資本を有すべきは固より當然の事とす。然れども其資本のみを専ら貸付て營業と爲す時は是れ俗に所謂金貸にして未だ銀行と稱するに能はず。金貸と銀行と異なる所は金貸は自己の所有金を貸付銀行は他人より借預したる資金を運用するに在り。詳言すれば銀行は他人より資金を低利に借入れ若くは預りて之を高利に貸付其利違ひを以て重なる利益の本源と爲すものなり。

銀行は己れに對する信用に依りて資金を集收すと云ふ時は諸君或は己れの信用を以て其株金を募集するものなりと解する者もあらんかなれど、前にも

四

經濟上の信
用とは何ぞ

信用により
て資金を集
收すとは何
ぞ

述べたる如く株金のみを貸付ては單に金貸となりて所謂銀行にあらず、且つ莫大の資金を運轉するに能はざるなり。抑も經濟學上に於て信用と云ふは貸付たるものは必ず返却せらるべしと思ふ念慮にして、事物の虚實を信すと云ふが如き廣き意味にあらざるが故に、信用に依りて資金を集收すと云ふは他人より金員を借預するに外ならず。即ち世人が銀行に預金を爲すは其銀行が後日間違なく拂戻すべしと信用するを以てなり。之に反して株金なるものは後日必ず返却せらるべしと頭取を信用して出金したるものにあらざして、株主自身が危険を冒して放下したる資本なりとす。或は頭取の老練熟達なるを思ひ、此人ならば損失もあるまじと信じて株金の募集に應ずる者もあるべし。或雖も此の如きは前に所謂信用に依るにあらざるなり。されば信用に依りて資金を集收すとは銀行自己の株金を集むるの意にあらざして他人より資金を領收するの意なりと知るべし。是れ實に銀行の銀行たる所以にして彼の金貸と異なる點なりとす。蓋し世間諸所に散在する小額の金員も一箇所に集合すれば巨額となりて大に生産を助くるものにて、或は又一方に餘れる遊金を

信用により
て集収した
る資金の種
類

六
か箇所に集収して他方の逼迫を救ひ以て大に金融を圓滑にするが如きは彼の普通の金貨輩の爲す能はざる所なり而して銀行の主眼實に此に在て存す然れども定義は事物の特色を言ひ顯はすを以て専らとするが故に銀行自己の株金の事を表示せずして即ち單に信用に依りて資金を集収す云々と云ひたるなり凡そ經濟事業にして資本を要せざるものなきは辯を待たざるを以て殊更に之を定義に示さざるも自然に其中に包含せらるゝものと知るべし。次は銀行が己れに對する信用に依りて集収する資金は唯普通の預金のみならず例へば爲替に對して請取りたるもの一時支拂を依頼されて請取りたるもの取立依頼を受けたる手形の取立を爲したるもの等あり是れ皆銀行が營業上受取る所の金員にして實際普通の預金同様に運用するを得るものなり今東京より馬關へ爲替を組まんに銀行は送金手形を振出して直に金圓を受くも雖も手形に對して馬關に於て支拂を爲すは數日の後なり故に其れ迄は前に受取たる金圓をば一時運用するを得べし或は又社債券の利子支拂方を依頼され其基金を受取りて即日支拂を結了するが如きは實際なき事柄に

集収したる
資金の運用
法

して其間多少の日子を要するを常とす中には長く支拂を要求し來らざる債主も亦之れなきにあらずされば其支拂を結了する迄の間は基金の幾分を運用するを得べし次に又手形取立の事は歐米諸國に在ては銀行業中の盛んなるものにして就中銀行相互の間には其手形の數も頗る多く從て取引頻繁なるを以て取立てたる金圓は一週に一回若くは二回つゝ取纏めて回送するを常とす故に送金をなす當日に至る迄は實際銀行に於て金圓を預りて運用するを得るものなり而して世人が爲替に對して金圓を拂込むも或は一時支拂方を依頼して金圓を預け入るゝも或は又手形の取立を依頼するも皆銀行に對する信用に因るに外ならず銀行が己れに對する信用に依りて資金を集収するとは以上説きたるが如くなれども唯之を集収して確守するのみにては安全倉庫會社と異ならず斯くの如くんば未だ銀行と稱するに能はざるなり己れに對する信用に依りて集収したる資金を以て割引を爲し貸付を爲す等之を運用して始めて銀行と安

間に立ちて之が媒介を爲すものにあらず、若し唯貸借兩者の間にありて周旋するのみならば所謂周旋師と異なるとなし、未だ以て銀行と稱するに足らざるなり。蓋し周旋師なるものは唯甲乙間の媒介にして周旋師自身が甲に向ひて債務者となるにはあらず、甲は乙を信用するを以て周旋師の信用如何には注目せざるなり、之に反して世人の銀行に預金を爲すは銀行を信用して銀行に貸すものにて、決して銀行を媒介として乙に貸すにはあらず、即ち銀行は己れの信用に依りて預りたるものなるが故に之を運用するは其随意にして、必ずしも預け人の指圖する人に貸付くるを要せず、之を以て銀行は預け人に對しては純然たる借主の責任を有せり、是れ定義に運用云々と云へる所以なり。然れども如何に随意に資金を使用するを得ればとて之を以て悉く公債證書又は株券を買入れ、或は株金の募集に應じ、若くは自ら資本を放下して工業を起し、或は商業を營む等は決して行ふべからず、此等の事は普通の金満家資本家の爲す所にして銀行の爲すべきとはあらざるなり、銀行の本職は自身に資本を下して事業を營むにあらず、又自己の資本のみを貸付けて營業者を助く

るに於て、世に於ける資本の融通を便にし、世人をして充分に之を稱用せしむるの途を闡明に在り、されば銀行は割引を爲し、貸付を爲すを専務とすべし、明かなり、而して又割引貸付を爲すにも、商人のみならず、之を爲すが如きは決して眞の銀行の所爲に非らず、茲に於ては法律を以て銀行資本金の二割以上を一人に貸借するを禁じたる國あり、銀行は成るべく廣く資金を運用し、以て世間一般の融通を助ぐべきものなり、斯くの如くにして則ち銀行と普通資本家と異なるものとす、是れ世の金融を助ぐるを以て業と爲すと云へる語を定義中に加へたる所以なり、換言すれば集收したる資金を世間一般の金融を助ぐる目的を以て運用すと云ふ意にして、即ち廣く世人の爲めに割引貸付等、爲すの意味なりと知るべし、又銀行は割引貸付のみならず、爲替取立等をも營むものにして、此等も亦既に對する信用に依りて金圓を集收する方法に屬せり、蓋し銀行が此等の業を營むは唯爲替は以て世人の爲めに天用の地方に金圓を送り、取立は以て世人の爲めに天用の金圓を取立つるのみ、目的にあらず、爲替金取立金をば

暫時の間なりとも運用するの目的あるに出づるものなり。好しや直接に爲替金取立金を運用すると能はざる場合あるにもせよ、爲替取立等の便を世人に與ふれば之が爲めに預金を増加するの効あるや論を俟たず、預金増加すれば其れ丈け運用資金を増加すると是れ又説明を要せざるなり。若し夫れ受取たる金圓を運用するの目的毫もなくして單に送金取立等を爲すに至ては通運會社の事のみ、取立會社の業のみ、未だ銀行の事業に屬すると能はざるなり。運用の二字は銀行の定義中最も肝要なりと知るべし。其他華主の爲めに證券を預り、顧客の爲めに證券を賣買する等の事も、亦銀行に於て爲すとあり。雖も此等は銀行附帶の事業にして其本職と謂ふべからず。然れども是れ亦前に下したる銀行の定義の中に含蓄せらるるや疑を容れざるなり。

以上の外銀行に於て紙幣を發行するとあり。此事は必ずしも銀行の爲すべき業務と云ふにはあられざれども、之を爲す時は通例幾分の正貨を準備とし何時にても要求次第正貨と引換ふべしとの約定にて發行するものなるか故に、紙幣の所有者に對しては銀行は其表面の正貨を預り居る譯はて即ち債務者と

證券の保護
預及賣買

紙幣發行

銀行の性質

なるものなり。故に銀行にして世間に信用なくんば其發行したる紙幣を授受せざるを以て到底流通せしむると能はず。されば紙幣發行も亦銀行が己れに對する信用に依りて集收したる資金の中に加ふるを得べし。

上來述べたる所に依て銀行の性質本體は明瞭なるべしと信ず。要するに銀行は先づ自己の資本即ち株金を有すること勿論にして之を基礎として己れに對する信用に依り預金を爲替取立等の方法を以て金圓を徵收し之を割引貸付等廣く運用して世間の金融を圓滑にし以て資金の一方に餘れるを取りて他方の足らざるを補ひ不生産に消費せられんとする數多少額の金圓を集合して生産事業に利用せしむる等能く資本の融通を助け爲めに經濟事業の發達を助くるを以て本職とするものなり。

第二章 銀行の起原及び沿革

銀行の性質本體は前章説く所の如しと雖も、凡そ物初めより完全を見ると能はざるは事物自然の數なるを以て、銀行も亦今日の歐米諸國に於てこそ完全

の域に達したれ、昔時の状態は今日の景況と大に其趣を異にせり、而して詳細に之を叙述する時は一部の銀行史となりて自から特別の問題に属するが故、茲には單に銀行の起原と沿革の大畧とを説き以て銀行が今日の如く發達したる所以を示さんとす。蓋し是れ銀行の事を講ずるには欠くべからざるの順序なればなり。

有名なる歴史家ロバートソン嘗て云へるとあり、曰く過去の歴史を點檢するは世界を蹂躪したる英雄豪傑の經歷若くは人民を塗炭に陥ぬれたる暴君虐主等の事蹟は特別に精密に叙述せるも、之に反して學術の進歩や商業の發達に就ては殆んど之を等閑に附し去りて又明かなる記録なし、是れ豈に歴史上の一欠點にあらずやと。余輩は銀行の歴史を述ぶるに當て氏と同様の感覺なくんばあらず、今之を遠く考へ深く探ぐるに、銀行の創始は何れの時代、何れの國にあるやを確知せざれども、其往古より行はれたるは疑ふべからず、彼の聖書に猶太國のゼルサレムの寺院に於て基督が兩替店を斃倒し、以て利を食る偽善者を懲戒せるとを記載せるが如き以て知るべきなきが、蓋し當時猶太國は

銀行の創始

希臘の銀行業

羅馬の屬地と爲り各國の人民輻湊し從て諸邦の貨幣聚集したるを以て、寺院其他群集の場所に於ては貨幣通用の便を計らんが爲め、兩替店を設置したるものならん。兎に角此兩替店が他人の金錢を預り之に利息を附したるは聖書中にも散見するが故に、此商人が其預金を再び他へ貸付て利息を徵收したるをも推知し得べき歟。希臘に於ては夙に銀行業の稍々見るべきものありたり。往昔同國は國內四分五裂し、都府は各々分立して一邦をなせるが如き姿にして、互に鬭争を事とし専ら掠奪に従へり。是を以て不動産の如きは最も不安全なるが故に人民多くは之を携帶に便なる金銀財寶に易へて所持せり。然れども是れども往々勝利軍の爲めに掠奪せらるゝとあるを以て猶ほ安堵すべからず。然るを幸にも同國にては敵味方の差別なく國人一般に通じて崇敬する所の神殿ありて、妄りに之を犯す者なし。茲に於てか人を競ふて之に金銀財寶の保護を托し、而して神官の輩或は保護料を受け、或は私かに其預りたる金銀を運轉して、以て融通を爲せり。彼のデルフォイ神殿の如きは當時の大銀行にして、ホムヤ一時代の

以前に於ける希臘中の一大銀行なりしと云へり。之に次て盛大なりしはオリミア神殿なりとす。其後ドリアン人が希臘に進入して國人を放逐するや此逃亡者は小亞細亞に入り、其新住地に於ても米國に於て爲したると同様の組織にて銀行を興したりと云ふ。其後又ブランチデーに在るアポロ神社の如きもイリアに於ける財産の一大倉庫となるに至りしと云へり。然れども此等の神殿にては單に預り金を保護するのみにて之に對し利息を附するとなかりしが故に、遂には一私人にて銀行業を營むもの、方發達し、神殿よりも却て私立銀行に預金を爲すもの多きに至れり。

希臘中にも銀行業の最も盛なりしは雅典なりとす。其實際取扱の有様を概述すれば雅典人は雅典以外の人に貸付くるとを許さず、又爲替を取組むにも雅典人に限れり、而して爲替を取組むには約定書に船の出帆日、品物の種類、賣却の方法、交易して受取るべき貨物等を記載し以て歸船後其金を返却せしむるに在り、或は又借主に充分信用を置き難き時は貸主に於て別に人を彼地に派出し、貨物を賣却したる所にて直に受取らしむるとあり、最も斯の如く爲替

的貸付には貨物財産の擔保あれども、猶ほ航海の危険あるが故に利子三割にも達せしとありと云へり、但し三割と云へば甚だしき高利の如しと雖も此の内には保險をも含めるものならん、而して通常銀行家は、大抵一割二分位にて貸付けたり、然れども之れとて利息の制限ありしにあらざれば、随分高利を食りし者もあるべし、又大抵通常の貸借には證書の交換なく、只帳簿に記入するのみ、故に随分違約延滞を爲す者多かるべき筈なれども、不正の評判屢々立つ時は商業社會に信用を失ふに至るを以て、不正の所業を爲す者甚だ少なかりしと云ふ。當時貸付法の最も奇なりしは外邦征伐に往く軍人に貸付を爲して掠奪品を以て償還を受くること是なり。故に若し其軍人戰死せば償還を受くるを能はざるを以て、稍々投機の性質を帯ぶるものと謂ふべし。

以上は主として一個人の銀行業を營める者の状態に就て述べたるものなるが、茲に又會社組織の銀行にして、稍々公立の姿を爲せるものあり、即ち希臘の著名なる學者ゼノフォンの「計畫に成りしものは是れなり、今其由來を案するに當時戰亂紛擾の際にして財産の所有最も危険なりしと雖も、貸金を爲して借

主として相當の擔保を取置けば却て確實にして且つ當時利息高かりしゆ最
 も利益ある業なり、茲に於てかゼノフォン此理を曉り雅典の府民より資金を
 募集し、之を以て普通の貸付を爲して一方には民間の高利を制し、一方には株
 主に相當の利益を配當したる後、其殘餘を以て港灣を浚渫し、造船所を設立し、
 倉庫を建て、市場を開き、波止場を築き、更に船舶を構造して、之を商賈に貸渡し
 以て利益を得るを計れり、此時よりして雅典には銀行業盛んに行はれ人民
 皆其便益を受けたなり、

降て羅馬時代に及んで銀行業も大に整頓したるもの、如く、羅馬の銀行者
 は或は政府の命により租税の取扱を爲すものもあり、又一私人に對する營業
 のみを爲すものもあり、政府及富豪者流は自己の金銀受拂の事を以て舉て之
 を銀行に依託し、自分の支拂は總て銀行に宛てたる手形にて済ますことを通例
 となしたなり、或は又双方とも同一の銀行と取引を爲し居る時は、銀行内に在る
 帳簿の移記にて仕拂を済ますともあり、而して銀行者は右等の業務の外兩替
 業を營み、又預金貸金を爲し利違ひを以て貸借し其間の利益を收得せり、羅馬

羅馬の銀行業

歐米今日の銀行の起原

たは又貸金銀行なるものありて、無利息にて貧民に貸金を爲したり、是れオー
 ガンが著したる銀行の業出は係り、罰金沒收金等を集めて之を基金となし、元金
 二倍する價格ある抵當物さへあれば何人にも無利息にて貸金を爲せり、
 銀行業の亦借金に三倍の價格ある土地を抵當とすれば二年或は三年期
 限にて幾許の金にても貸し與へたり、アレキサンデル、シベラも亦低利にて
 貸金し以て市場の利息相場を低落せしめ殊に貧窮なる市民に貸金して土地
 を買入れしめ其収入より漸次に之を償還せしめたるを云ふ、
 希臘羅馬に於ては銀行業者の如く發達したなり、雖も歐米今日の銀行は此等
 の銀行より連綿發達し來りたるにはあらず、今日の銀行の權輿は實に伊太利
 亞に在り、銀行なる文字は英語にても佛語にても將た獨逸語にても皆銀行と
 云ふ蓋し伊太利語の Banco と云ふ字より來るものにして腰掛の義なり、即ち
 伊太利の 銀行 地方の廣場に於て猶太人が腰掛を据へ以て兩替の業を
 爲せしに始まる而して之を創設せしは實に西曆八百八十年に在り、又此兩
 替屋は破産する時は其腰掛を破壊せり、故に破産の事を Bankrupt と云ふ、

即ち伊太利の腰掛を破壊するの義より来りしものなり。又一説には伊太利語の Monte と云ふ字は元と共同資産と云ふ意味にて公債の事を云へり。然るに當時獨逸は伊太利に勢力ありしを以て獨逸語の Banco と云ふ字を Monte と同意に通用せしめたるもの終に轉化して Banco となり再轉して銀行と云ふ意を持つに至れり。とあり而してロムバール人は既に十三世紀の始に當り貸金の事を取扱ひ又爲替券を以て送金の事を取扱へり。と云ふ之より以前にも伊太利には既に種々の名義にて銀行の如き業を爲す者ありて、或は我銀行の國庫金を取扱ひたるもの、如く租税を收入し又銀行に預け金ある者は直に切手を以て納税するを得せしめたり。而して當時は我東洋と同しく農を國の本と爲す尙多有様はして、利息を取りて貸金するを卑める風ありしを以て、銀行業者は餘り世間に尊敬せられざりしが、獨逸官金を取扱ふものは往々高等の行政官に昇進せしむるありき。蓋しロムバール人は於ける猶太人の銀行業に従事し此業を以て廣く各國に散在するに至り漸く銀行なるもの歐洲諸邦に起がむと疑ふべし。抑もロムバール人の猶太人とは獨逸より

猶太人と銀行業

来りたるものにて、昔時存在では歐洲に於て熾なる勢力ありしもの、如し尤も今自は歐洲歐洲に於て金融社會の勢力を有する者は猶太人に少なきが、其彼の著名なる銀行家等亦猶太人の如き其隨處に於て終に貴族階級するに至り。是程濠洲其他諸半餘年前獨逸に於ては伯林より多瑙河上のウラシグオオ下市の却地盛なれしが如きも是れ全歐洲同地は猶太人の多かりしに因る。而して斯く猶太人の金融社會に勢力を有するに至りしは如何なる原因に基きや。蓋し云ふに基督の聖教を唱へて以來歐洲人は猶太人を以て不潔なるものとしを交際せず。曾て交際せざるのみならず基督後等の社會より排斥して名譽ある業に就かしめず。加ふるに又當時の歐洲人は金錢の事を口にするを卑劣として産業を顧みず。乃ち猶太人には他の營むべき營業なく且つ貸金の事は通常人の忌む所はもて之を營む者なかりしより彼等は性來の貪婪なるを綿密なると吝嗇なると慘酷なるとを以て意の儘に之に従事し以て殆んど金融社會の全權を占むるに至りしなり。此の如き原因に基き、

抑も西曆一千九百年以降は伊太利の各州最盛なるとも時代にして當時はニスセ

フロレンスの銀行

ノア三州の如きは商業旺盛を極め従て銀行も亦設立せられたり然れども永く商業を維持し且銀行業を進歩したるは右二州に次で起りたるフロレンスなりとす。元來ベニス、ゼノアの如きは河海に瀕して最良の港灣を有したるが故に夙に海外貿易を事とし従て銀行の如きも興りたりと雖も固より商業一片にして工業の更に見るべきものなし是を以て一旦通商の利を他邦に奪はるゝ時は勢ひ自ら衰へざるを得ず然るにフロレンス地方は港灣なきが爲め通商上に便利ならざるにより専ら製造業を以て立ちしが故に其繁榮依然として繼續し凡そ一千年前より最近に至る迄猶は製糸製毛の業を以て世に知らるさればベニス、ゼノアノ三州は衰へたるもフロレンスは漸次産物を廣く外國に賣出すに至れり既に外國と通商を開くに至れば代金取立等の爲め銀行の必要起り更に輸出業の擴張するに従ひ銀行の業務も亦伸張せざるを得ず茲に於てか遂に歐洲に於ける爲替貸附等銀行業は總てフロレンス一人之を壟斷するに至り殆んど歐羅巴各國の金錢の取引は必ずや度はフロレンス銀行者の手を経ざるものなきに至れり而して製造業に在ては大抵

ベニスの銀行

利益に限りありたれども貸金及び割引に於ては當時利子の制限なかりしを以て銀行業者の豪富を致せし者頗る多し彼のコスモ、デメヂシの如きは當時天下隨一の素封家にして嘗て佛王ルイ十一世が英國のエドワード四世に年五万クラウンの債金を拂ふに當り其調達を命せられたるとあり以て如何に其富豪なりしかを知るに足るべし蓋し往時に在ては銀行は大抵一財産家の業にして稍會社組織の性質を備へたるものは數百年間に於て僅に、ボノフオン、オーガスト、シーザル、アルキサンデル、セラス諸氏の設立せし二三の銀行に過ぎず然れども伊太利各州の經濟事業漸く盛大に赴きたる後は大に會社組織銀行の必要を感じたるものゝ如し而して會社組織に係る銀行の權輿に就ては次に之を述べん。

會社組織銀行の權輿を案するにベニスの銀行なりとす。ベニスの銀行は一千百五十七年頃を以て創立せられたるものなり抑も通常商工社會の融通を補助するが爲めには或は一個人の銀行家にも足るべしと雖も公共の大事業に就ては其力足らざると多し當時ベニス政府は戰亂打續きたる爲め大に負

債を生じしが到底之を返還するの見込なきが故に、遂に其債主を棄つて、
 此の組合を作り政府の負債高を以て株高となし、以て債主各々の株高を定め、
 特別の保護を與へて銀行業を開かめたり。此際政府が同銀行に與へたる特
 典中最も著しきものは商品の卸賣に於ける支拂ひ若しくは手形の支拂は必ず
 此銀行の發行したる紙幣を以てせしめ、又通常の取引に在ても支拂人は必ず
 其金銀を銀行に持参せしめ、受取人は又銀行に就て之を受取らしめ、以て總て
 の支拂を銀行にて済ますことと爲したる。是れなり。但し同行が純然たる銀行
 の業務を營むに至りしは是れより二三十年の後にして、又兌換紙幣を發行す
 るに至りたるは辛丑百八十七年頃なりとす。當時スペインの外國貿易は非常に
 隆盛となり、従て外國貨幣の磨損せるもの、國內に流通すること少なかりし。
 遂に於てか銀行は各人が持参したる貨幣の重量を量りて之れを預り、其代り
 は紙幣を之に與へ、而して其紙幣は要求に應じ銀行にて曾て請取りたるだけ
 の價を以て引換ることとなせり。此の銀行は西班牙國のセビリア府の銀行な
 り。

パセロの銀行

セノアの銀行

り。同府に於て銀行業を發起せしは府内の呉服商にして、當時同商の内に
 は富豪者甚だ多かりしが如し。而して同商の銀行業を始めしは一千三百四十
 九年なり。然れども當時スペインは條例を下して、銀行業を營むには十分の抵
 當を納れざれば許可せざりしを以て、銀行家は充分なる備を爲すと能はず。
 一千四百一年に至り、スペイン地方官の力により始めて一大銀行設立せり。
 れたり。同行に預け入れたる金圓に對して若し不足紛失等ある時は、同府の共
 有資金を以て補ふこととせり。而して此銀行に於ては府内の人民には勿論外
 國人に對しても兩替をなし、預り金を受け入り、且つ手形の割引等を爲したり。
 此銀行はセノア府の銀行に次で、最大なるものは伊太利セノア府のセントジョルジ
 銀行なりとす。此銀行はスペイン銀行と同じく政府の負債を處理する爲め起り
 たるものにして、千四百七年の設立に係る。開ちセノア政府は人民より時々借
 入らし、金圓巨額に達し、其利子は歳入の内より支辨し來りたれども、處分上、
 到底還せられず。依て政府は其負債高を一纏めとなし、之を資本として、銀行を
 設立したる。此の銀行は、此銀行の管理者は株主の互選に係る所の八名の取締役

を以てせり而して政府は銀行に對して其負債の擔保として市府領地等を渡
 越せるが其内にはカウチア港、シカ島等もありしと云ふ此銀行は一千七
 百四十六年迄繼續し來りたるも同年英軍の爲めに掠奪せられたり
 以上列擧したる所の銀行は其起因現今の如く専ら經濟事業を扶育するの目
 的を以て設立せられたるものならずして始めは彼の英蘭銀行の如く政府
 の都合其他政治上財政上の目的を以て設置せられたるものなるが遂に自然
 の發達より商工業をも助ぐるに至りたるものなり而して近世に至り始めよ
 り經濟事業を助ぐるの目的を以て興りたるものは一千六百九年に設立せら
 れたる和蘭のアンステルダム銀行なりとす當時和蘭は最も隆盛を極め世
 界の通商航海權は殆んど全く此の府民の掌握に歸したり今何故は同國の通
 商航海業が斯く盛大に至りたるやを探究するに元來同國は土地低落し常に
 海嘯に犯せざるの憂ありて漸く堤防を築きて以て海水の浸入を防ぐ程にて
 農産の業には甚だ適せず唯だ海に出で、青魚を漁するを専業となせしが遂
 は之を以て重要な輸出品となすに至り漸く進んで航海を業とし多くの商

アンステル
 ダムの銀行

船を構造し遂には西班牙葡萄牙兩國の後を襲きて歐洲各國を始めとし遠く
 東洋迄も交通互市を爲し各地の物産は必ず一たびアンステルダム港を経て
 集散するに至れり是を以て通商互市盛大に赴き各國との交通頻繁となり従
 て各國の貨幣も自ら流入し來りて其間には惡貨幣少ならず且つ又通用劇
 しきが爲めに磨滅することも甚だしく自然磨損貨幣も多く流通せり斯くの
 如く流通貨幣は粗惡に爲りしを以て自から通貨の相場を墜し通常流通せる
 貨幣は新に造幣局より發したる貨幣に比して百分の九丈け低落するに至れ
 り加之一般流通貨幣の粗惡なるが爲めにアンステルダムの貨幣は外國貨幣
 に對しても甚だ不利益となりしは恰も我國に於て紙幣の流通多かりし頃外
 國爲替の常に我に不利益なりしが如し茲に於てか府民共同して銀行を設立
 し磨滅損傷せる貨幣を地金の割にて買上げて之を改鑄し而して損傷貨幣の
 賣主へは地金の實價より些少の改鑄費と幾分の取扱費とを引き去り其餘の
 金額を直に銀行の預り高となせり尤も賣主の希望によりては現金にて渡す
 ともありたり之れと同時に又法律を設けて外國よりの爲替手形六百ギユル

アンステル
 ダム銀行設
 立の目的

ドル以上の分は必ず此銀行の貨幣を以て仕拂ふとに定めたり斯の如く外國
 からの手形は精良なる銀行の貨幣を以て仕拂ふとに定めたるが故に外國に
 ては和蘭支拂手形の相場大に騰貴したると同時に又一方には海外と取引せ
 る商賣は手形支拂の爲め常に銀行に預け金を爲し置くの必要を生じたり既
 して銀行貨幣の價は金塊の市價に由りて左右せらるゝに至りしかば同貨
 幣の相場は尤に變動し易くなれり茲に於てか銀行は之が爲めに起るべき投
 機業を防ぐが爲めは銀行貨幣賣買の相場を定め即ち銀行貨幣を賣るには流
 通貨幣に五分の打歩を加へしめ又銀行はて其貨幣を賣ふには四歩の打歩を
 拂ふとせり此貨幣の賣買其他の營業より同銀行は多くの利益を得るに至
 れり蓋し此銀行を設立せし當初の目的は前述の如く通貨の價を維持し以て
 外國爲替の不利を避くる爲めなりしが後に至りては商賣は手形の支拂を
 爲すにのみ正貨を交換するの煩雜を避け實際は此銀行の帳簿上の爲替の
 爲めに決算するとなし爲めは商賣の間に便利を得たかとは猶ほ今日の
 銀行の爲す所と異なるかと思ふ加へて金圓は悉く銀行に預け置かば

次災盜難の恐れなく又アムステルダム政府が預け金の擔保と爲せるが故に
 充分安全にして且の各商賣間の勘定にも現金を送致するか若くは受拂を爲
 す毎に若干數ある等の手数を要せざるを以て後には地金を賣りし者も皆代
 金を現金にて請取らずして悉く之を預け金となし而して又預け金の如きも
 會て引出しに來るとなきに至れり右の外に又銀行は地金銀の賣買を便にす
 る爲め地金銀の預け方をも取扱へり其法先づ地金銀を預けに來る者ならば
 地金銀の賣價より五分を引去りたる金額を銀行の預り金として帳簿に記入
 し置き以て預け主に其金額は銀行を經て自由に仕拂ふことを得せしむ
 るに在り而して地金銀の市價騰貴したる爲め預け主に於て賣却せんとする
 時は初め預け入れの際銀行より請取たる金額に對し地銀なる時は百分の四
 分の一即ち二厘五毛の利を添へ又地金なる時は百分の二分の一即ち五厘の
 利を添へて銀行に拂ひ戻せば地金銀を請取るとを得るものとせり茲に利と
 云ふは其實倉敷料たるに過ぎざりしなり而して此の預け地金銀の引出し期
 限は通常六ヶ月以内と定め若し期限満ちて引出さざる時は銀行のものとな

阿姆斯特
ダム銀行の
預り金高及
營業上の利
益

れり。是れ又大に融通を圓滑にしたるは疑ひなし。銀行は商業社會に此の如き
便益を與へしが故に、一時は其預り高三千三百萬ギユルドル即ち大凡二千萬
圓以上に達せしと云ふ。又此の銀行の營業上の利益を見るに、元來此銀行の預
り金は保護の性質にして引換準備正貨の在高及び帳簿等の點檢等最も嚴密
にして、融通すると能はざるものなりしが故に、方今の銀行の如く貸借上に利
用して収益を計ると能はざりき。其代り銀行は第一地金銀を預るに就ては、倉
敷料を取り又始めて銀行と勘定を開く者には十ギユルドルの手敷料を納め
しめ、更に新口の勘定を開く毎に三ギユルドル三スチーブル宛の手敷料を、又
商賈間の請渡勘定一件毎に三スチーブル宛の手敷料を納めしめ、其内金額三
百ギユルドル未滿の勘定は六スチーブル(此は小額の取遣りの頻繁に成るを
防ぎ爲めなりし)の手敷料を納めしめたり。其外毎年二回銀行に向ひて貸借勘
定の決算を怠りたる者ある時は廿五ギユルドルの過料を徴し、預り金高より
引出し越しになる時は超過高に對し三分の利子を課し、又預り地金銀にして
六月以内に引出さざりし者は取り置きて相場騰貴するを待ちて賣却せり。

阿姆斯特
ダム銀行を
模範として
起りたるも
の

銀行は即ち此等の事より利益を收むるものにして、此の利益を以て役員の給
料を拂ひ營業費を辨せし猶は餘りありしなり。但し前にも述べし如く此の銀
行は元來府民の經濟を扶育する爲めの目的を以て府民の共立せしものなる
が故、金融を便にし而して諸費用を支辨するを得れば、其餘の利益は目的と
する所にあらずるを以て、極めて確實にして其監督役の如きも府民中より四
名を選舉して嚴密の取締を爲さしめたりと云ふ。此の銀行は近
以て上アマステルダム銀行の事に就き殊に詳細に述べし所以は、此の銀行は近
世の始に於て歐洲銀行の模範と爲りたればなり。即ち此の銀行の創設後十年
にして起りたる獨逸ハムボルクの銀行の如き、又和蘭のロッテルダム銀行、諸
國のストックホルム銀行の如き皆是なり。最も歐洲大陸の銀行は直にアム
ステルダム銀行の組織を其儘模倣したりと云ふにはあらず。此の如きは事情
を異にせる各地に於て固より行はるべき所にあらず。然れども右諸銀行は業
務の大體に於て此の銀行を模倣したるものなるは争ふべからざる事實にして、
且つ阿姆斯特ルダム銀行が能く効を奏せしより、右諸銀行の設立を大に促し

成るは疑ふべからざるなり。御も方今の世界に於ける金融市場の中心點は英吉利なると何人も認むる所なり。先年と云ふは公の威勢熾なりし頃、公は英國の力を殺ぎ獨逸を以て歐洲の政治土のみならず兼て財政土の中心と爲さんと欲し、爲めに金融市場を輪敷より奪ひて柏林に移さん爲め、殊更ら柏林の富豪者をして低利にて露國の國債募集に應せしめんと計畫したる事とあり、然れども事遂に成らざり。又以て英國の金融事業の發達して其基礎鞏固なるの一端を見るべし。蓋し英國は和蘭の航海業を挫き、通商互市の利を奪ひ、今や地球上到る所に殖民地保護地等と有し、各國との通商互市最も盛大を極め、加ふるに諸外國の殖産事業の爲めに銀行事務の發達を爲したることは、舊に往時の和蘭の比にあらざるを得。然れども其實英國に於て銀行の起りたるは遙かに他邦の後に在り、即ち一千六百四十五年の頃、至ら始めて其形を備ふるに至りたるものとす。又同國の氣風は元來保守的にして舊來の風を固執して急變面目を改むる正途は、故に銀行事業の如きも、現今と雖も猶故往時商會が商業の傍ら金融

英國銀行業の發達

の事を取扱ひ來りたるの姿を存せる等、尤に他邦と其趣を異にせる例あるなり。是れより進んで英國銀行業の發達の大要を述べん。夫れ、同國は、融運事業の稱、往はるゝに、至らなかるば、彼の猶太人が歐洲大陸より移住したる以後に在り。而して此等猶太人の移住したるは、ウキセルヤム第一世が佛國のノルマンディーより渡りて英國を押領したる頃なれば、西曆一千七十八年の頃にして、即ち今より八百二十餘年前の事と請ふべし。彼の猶太人の貧賤奇酷にして、金銀の事は至りては徳義の觀念毫もなきと前述したる所の如し、而して當時英國の風習は所謂士人は金銀の事を顧みざりしより、猶太人は之に乘じて高利に貸付け、忽ちにして暴富を爲せり。同國のヘンリー第三世の時には猶太人がオックスフォード大學の學生に貸付くる利率は一週間に十志に付二片即ち一年四割程に當れり。是れより高利を食ると漸く増長せしが、遂に猶太人は一千三百九十年に英國より逐ひ出されたり。最もオックスフォードの政權を掌握するに至り、一千六百六十年の頃再び入り來ることを許されたり。

此等猶太人の逐ひ出さるゝ前に當り、ハババカト人も英國に來りて爲替兩替、貸金等の事を取扱ひ其勢ひ熾にして一時英國の金融を掌握して遂に金融市場の所在地にハババド街の名を遺すに至り、但し彼等の所業は他の猶太人の如く慘酷ならざりしならん、勿論彼等とても高利の貸付を爲すを目的とせしものなるが、是れ大に理由あることにて、元來前にも一言せし如く、貸金に對し利子を收むることは聖教の禁する所と誤解し、又往昔希臘の學者間に之を否とするの説ありて、昔時は英國にて貸金より利子を取ることを嫌忌せしのみならず、場合に依りては之を罰したり、既に貸金を爲すに當りて罰せらるゝの恐れありとすれば、此の危険を見込みて高利を貪りしは必ずしも理なきにあらず、今此等高利を外にして普通利子の割合を稽ふるに一千三百年代は凡そ二割、或は之より遙かに上りしともあり、一千三百十一年に佛國のルキッソ第四世も貸金の利子を二割と定めたり、又英國にては一千二百四十二年にゼームス第一世は法律を以て利子を一割八分と定め、一千五百四十六年には利子の割合一割となり、後此の法律を廢したれども、一千五百七十一年よ

英國金利の變遷

英國金利の變遷

英國に於ける會社組織銀行の濫觴

り再び施行し、又一千六百二十四年には八分に減じ、又一千六百五十二年には六分に減じ、一千七百十四年には五分に減せり、然れども此等は法律上の利子にして實際猶太人は此割合より遙かに高き利を貪りたるものなるは疑ふべからず、然れども猶太人の營業は一個人が各々其在金を貸付くる迄にして他人の金を預り、之を融通して利を收むることは往時彼等の曾て爲さざりし所にして、彼等は猶太人は英國に存する私立銀行の姿に止まれり、而して英國に於て會社組織銀行の濫觴は實に彼の金銀細工屋にありとす、元來此等の金銀細工屋は其名の如く金銀の細工物を取扱ふものなりしが、後漸く外國の貨幣を兩替し或は造幣局の爲めに地金銀を買上げ、或は精金業者等に地金銀を賣るとをも爲せり、而して此等の業は無論多くの恒産を有する者にあらざれば爲すと能はざるを以て、金銀細工屋は富豪家なりとて世人皆之に信用を置き、遂に金銀貨幣を所持する者にして差當り必要な分を、此金銀細工屋に預け、或は商買の番頭に於て並人の金を内を日歩を取りて金銀細工屋に貸付くる者あるに至

英國に於ける會社組織銀行の濫觴

抵支而して初めは預金も多きは保護預りなるを以て利子を附せざりしが後
 時は金銀細工屋も更に之を高利に貸付け或は商賈の手形を高く割引して以
 て利益を得るに至りしかば此等預金に對しては利子を附するに至れり今此
 等の貸附利子の一斑を見るに王政復古後彼等がチャールズ二世に貸付け
 たる時は先づ額面より二割を引去りて猶ほ額面高の貸付と爲したるが故に
 割強の金利に相當し又手形に對しては二割乃至三割の割引を爲せしむるも
 りしと云ふ
 又地方に在る貴紳の土地より借地料を受取りて之を預り置き一月月ならば
 利子を附せり尤も一月以内にては利子を附せしとありたり之が爲めに地
 方の金融を終始逼迫ならしめたり又彼等は之に依りて大に資金を集む
 るの便を與へたるは疑を容れず茲に於て彼等は略ぼ銀行の形を備ふるに至
 りり
 前述の如く金銀細工屋の業務漸く擴張せしと雖も其業務の最も手廣くなり
 近因は他に是れあり抑も英京には往昔より倫敦の塔と稱する堅固なる城

金銀細工屋
 の業務擴張
 せし原因

銀行業の一
 傾挫

廓亦して造幣局も其内に設けられしが商賈は古くより不用の金を此の造幣
 局に保護預けを托し入用の節は若干宛引出す慣例に而してチャール一世の時
 代には其高二十萬磅に達せり然るに同望は遂に此の金を奪ひ取り之を私用
 して返さざりしを以て其後商賈は各々金銀を自家に貯へ置くことせり後又
 同王と議院との間は紛紜起りて竟に内亂生ずるに至り雇人、軍役等往來生人
 の金を竊取して從軍するもの増加し如何に防むるに能はず茲に於ては信用
 ある金銀細工屋に向ひて盛に預け金を爲すことなす爲めに同細工屋の業務
 手廣くなれり所以に之を以て銀行事業の擴張を助けたる所以なり
 斯の銀行事業の夫に擴張したるは際し一六六七年に至りて一大恐慌起
 り其原因是當時英國は和蘭と平和條約相談中なりしに和蘭の軍艦突如テ
 非多河を遡りてロンドンに侵入し其砲臺を破壊しカラムは火を放ち尙ほ英艦四隻
 を焚燒せり之が爲めに倫敦市中の混雜は方ならず斯の如き事情の突然
 發せたるが爲めに國庫は銀行に返金するに能はず然る時は銀行は又
 預け主に返金するに能はずるに至りては一般に波及して預け金を

引出すもの類々種々を接して爲めに恐慌を發したるなり茲に於てか此の恐慌を鎮定するが爲めに國王は出納司に於て例の通り仕拂を爲すべしと誓ひたれども其後五年にしてチカリス第一世は出納司を閉鎖して遂に元利とも仕拂を爲さず其高百三十三萬八千五百廿五磅なりと云ふ而して當時の困難は一局部の人のみに限らずして廣く國民全般に及べり就中寡寡孤獨の輩は其預け金の利子に由りて生計を爲せしを以て一朝此不幸に遭遇して如何とも爲すと能はざりしが遂に四十年の後議院に於て國庫より全く仕拂を爲すに決議せり其後に至ても此等金銀細工屋銀行は依然商賈の融通を掌り來りしのみならず猶ほ同國王に貸付を爲し其他官金の取扱を爲し來りしが終に千六百九十四年に大英銀行の設立せらるゝに及び其業務は大に同銀行は奪はれたり

要するに英國の銀行は初めは猶太人の依りて興り後には金銀細工屋の盛に銀行業を營みたるに依りて發達なるものなり大抵私立商會のものなりしが千八百五十七年株式會社條例を定め漸次は私立銀行を制限したる以來株式會社組織の銀行多く起るに至れり殊に近年に及んでは總ての經濟事業皆大仕掛なるを以て一商會一眷族の資本位にては足らざる場合多きが故今日

株式銀行の多き所以

は私立銀行より株式銀行の方多くして且の盛なりとす然れども私立銀行の數及び業務の區域決して狭しと謂ふべからず一商會にして古くより盛に業務を繼續せるもの猶ほ尠からず其一二を舉ぐれば一千六百六十三年の設立に係るチャイルド商會の如き又一千六百七十五年の設立に係るホアール商會の如き將た一千六百八十年の設立に係るスノード商會の如き則ち是なり

現今銀行業務の最も盛なるは英國なりと雖も同國人の性質は保守的にして舊習を尙ひ遂に因襲の久しき俗を爲すと深きが爲め從て銀行事業の如きも古來より自然の發達に基き其間時に應じて僅に多少の改正を加へたるのみにて未だ會て大改革を爲したるとなし左れば銀行組織に關する法規の如きも頗る錯雜せるが故に外見よりして其實際の働きの有様及び利害等を知悉すると甚だ困難なり從て我國に於て財政を整理し金融の組織を一變せんが爲めに舊一の式に據りて新に法令を定めんとするに當り英國の組織に則る

英國銀行制度の錯雜せる所以

我銀行制度
米國に則
りし所以

は尤も不便にして且行はれ難からず此等の理由あるが故にや我國の銀行制度は北米合衆國の法規に倣ふて明治五年に銀行條例を發布せり蓋し米國の銀行起原は大に我に近きものあるが故に其組織の如きも大に理會し易かかしを以てならん同國は既に開化の上位に達し文明の便法に熟したる人々渡海して國を開きたるものなるを以て其本國にて慣れたる種々の組織を其儘移したり而して其組織には彌縫綴合の迹を止めず加之新開國は鑛産に富み農利多く工業亦盛にして殖産事業等總て大仕掛なるを以て商會的私立銀行に依りて此等の事業を補助するに足らず故に同國にては始めより株式銀行のみ設立せられたり我國は建國久しと雖も文明的事業の發達は極めて近年に屬するを以て此點より論ずれば米國は我に稍似たる例ありと謂ふべし是れ我銀行の組織を第一に米國に取るに至りし所以ならん歟只だ摸擬の極能く彼の事情を察し國情を斟酌して組織を變更せざりしを憾みと爲すのみ我國に於て摸擬したる米國銀行條例は一千八百六十三年二月二十日同國にて施行せられたるものなり抑同國が此條例を設くるの必要を感ずるに至り

米國銀行條例發布の必要

たる理由は一千八百六十一年に内亂起りたるに際し政府が依りて以て巨額の臨時經費を引出すべき中央銀行の如きものあるなく銀行は孰れも各州の法律の下に立てる州立銀行にして其組織も國內に通じて一樣なると能はず従て大藏省と銀行との關係も整はず加ふるに銀行の組織も亦不完全なりしを以て當時の大統領ジャクソン氏大に感ずる所ありて當局者は之を整理するの良法を攻究せしめたり時の大藏長官チエース氏が一千八百六十一年十二月調査したる報告は以て當時同國銀行組織の如何に錯雜せしやを知るに足るものなり其報告中に曰く

現今州立銀行の數凡そ千百行あり而して其法律規則は三十四州各別に之を制定せり又銀行紙幣の流通高は二億二百萬弗にして之に對する保證は唯だ銀行の信用あるのみ加之其紙幣も各州内限りの通用にして合衆國共通の紙幣あるとなし

と茲に於てかチエース氏は國內共通の紙幣を制して之を合衆國の法貨とし州並銀行は人民より請求次第直に其發行せる州内通用の紙幣を合衆國紙幣

チエース氏の紙幣整理

米國銀行條例の要點

に引換へしむるとに定めたり。是れ我國に於て政府紙幣と銀行紙幣とを
 して維新前後の各種紙幣を消却したるの事迹と大に相類似せりと謂ふべし。
 而して合衆國政府は始め國內通用紙幣の金額を三億弗と限りたれども後に
 は此制限を廢せり。
 今前述したる一千八百六十三年の米國銀行條例の要點を擧ぐれば左の如し。
 (一) 銀行は其發行紙幣の保證として公債證書を合衆國の大藏長官に預け置
 くべきこと。
 (二) 各銀行は人民より請求次第其發行紙幣を合衆國の法貨に引換ふべく又
 之が爲めに相當の準備を爲し置くべきこと。
 (三) 銀行紙幣は海關稅の外政府に納むべき諸稅負擔に法貨として政府は請
 取るべく又確定公債の元利の外は政府よりの仕拂にも法貨として用ゐ
 らるること。
 (四) 各銀行は其貸金の拂戻に對し此紙幣を請取ること拒む能はず又官金
 の取扱を命ぜられたる各銀行は官吏より此紙幣にて預け入を爲し來る

時も法貨同様に取扱ふべきこと

而して國會は更に一千八百六十五年三月三日の法令を以て州立銀行の發行
 紙幣に一割の稅を課したるが爲め遂に同紙幣は全く流通せざるに至り國立
 銀行紙幣のみ通用することとなり。
 以上歐米諸國に於ける銀行事業の沿革の一斑を述べたれば左に往時より著
 名なる銀行の設立年代を掲げて参考に供せん。

世界著名銀行の設立年代

伊太利ベニス銀行	千七百七十一年設立
瑞西國セビヤ銀行	千三百四十五年設立
西班牙國バルセロナ銀行	千四百〇一年設立
伊太利國セニア銀行	千四百〇七年設立
荷蘭國アムステルダム銀行	千六百〇七年設立
同國ハムブルグ銀行	千六百十九年設立
同國ロツタテルダム銀行	千六百三十五年設立
同國ストックホルム銀行	千六百八十八年設立
英國英蘭銀行	千六百九十四年設立

銀行論 銀行の起原及沿革

同 國蘇格蘭銀行	千六百九十五年設立
丁抹國コロンビア銀行	千七百三十六年設立
獨逸國伯林銀行	千七百六十五年設立
英國愛耳蘭銀行	千七百八十三年設立
露國セントピートルスブルグ銀行	千七百八十六年設立
東印度國東印度銀行	千七百八十七年設立
合衆國北米銀行	千七百九十一年設立
佛蘭西國佛蘭西銀行	千八百零一年設立

第三章 銀行の業務

銀行普通の業務を大別すれば預り金と貸金との二種なれども之を細別する時は預金貸付割引貸越の四類なりとす此他取立爲替等も亦銀行附屬の業務として取扱はるゝものなり而して爲替には内國爲替あり外國爲替あり内國爲替は各銀行に於て之を營むと雖も外國爲替に至れば之を營むもの少なく未だ銀行普通の業務と謂ふを得ず且つ外國爲替の事は一種専門の問題にして他に講述者あるが故重複を避けんが爲め此には説明せざるべし此他紙幣發行も亦必ず銀行の爲すべき事業と云ふ能はずして概近之を爲すものは多く中央銀行のみに限れり故に紙幣發行の事は別に章を設けて之を述べんとすべし是れより預金貸付割引貸越の四類及び取立并に内國爲替に就て説明せん

第一節 預金

預金とは貨幣を預かるの義なり預かるが故に他日引出さるゝとあり此時に當りては預り主たる銀行は預け主に拂戻す義務あると恰も普通の借金を返却する義務あるが如し畢竟預けると云ふも貸すと云ふも法律上差違なし然れども之を實際上より見る時は少しく區別なきにあらず即ち彼れより貨幣を携へ來りて保管を依頼するものは是れ預り金なり我れより彼れに依頼して其貨幣を一時使用せんとするものは是れ借金なり即ち語を換へて之を云へば預金は我に諾否の權あり借金は彼れに諾否の權あるを常とす又利子歩

預金とは何ぞや

預り金と借金との差違

合の上より云ふ時は預金は低く借金は高し次に又手續上より云ふ時は預金は抵當を附せず且つ證人を要せざれども借金は往々抵當品を附し加ふるに證人を要す之を要するに預り金を爲すと云ふは借金を爲すと云ふより遙かに體裁好き事なり例へば千圓を借りて六十日を拂期限としたる借用證書を出すも六十日の定期預金證書を出すも其義務に於ては毫も差違なくして而かも世間の聞へは千圓を借入ると云はんよりも千圓を預かると云ふの優れるに若かずされば往々名を預金に假りて其實純然たる借金を爲すものあり銀行の報告中預金殘高百萬圓ありと云ふと雖も是れ必ずしも純然たる預金なるや否や實は判然せざるなり預金の多少は銀行の名譽に關するを以て成るべく其額を多くせんと欲し之と同時に純粹の借入金あるとは銀行の體面に關するを以て成るべく之を表白せざらんことを望む茲に於てか借入金を預金の内に組込みて報告を發するものあり是れ今日往々見る所の實相なり而して殊に甚だしきは預金の方法を以て借入金を爲さんが爲めに銀行を設立するものあると是れなり例へば一紳商あり其名世間に高しと雖も所謂假裝

預金の内に
借入金を組
込むとあり

紳商にして其實資産なく己れ一個人の信用に依りて他の資本家より融通を爲すと斯く又素より充分の抵當品を出して他に金策を圖ると能はずとせよ、斯る如くんば彼れ亦借金を爲すと能はざるに似たりと雖も二三の同志と計りて一銀行を設立し腰を低くし利を高くして預金の途を開けば世間は廣し人類は多し彼が内情を知らずして多少預け金を爲し來る者あらん而して銀行の預金は抵當を要せず利子歩合亦借入金より低し斯くて預金あれば之を他に貸出さずして悉く自ら使用せば是れ借入金を爲し得たと同一一般なり此類の銀行は少しく預金の引出し活潑とならば忽ち支拂停止を爲すべしと雖も名譽は固と彼の惜む所にあらず唯だ一時の金融を是れ圖るを目的と爲したるに過ぎず現に大阪に於て資金を借入るゝが爲めに銀行を設立したるとあるは世人の知る所ならん論じて此に至れば預金必ずしも實際に於て預金ならざるものあるを知るべし

銀行の預金の内に往々借入金あるとは右に述ぶる所の如し然り而して實際之を見分ぐると容易ならずと雖も亦推測の法なきにあらず何ぞや曰く預金

預金中に借入金あるを知るの法

四十六
の○高○に○比○し○て○銀○行○の○利○益○少○な○き○も○の○是○れ○預○金○中○に○借○入○金○を○含○む○の○證○な○し○
夫○れ○銀○行○は○自○己○の○資○本○の○外○に○預○金○を○以○て○割○引○貸○付○等○に○使○用○し○之○は○據○り○充○利○
益○を○得○る○も○の○な○り○而○し○て○預○金○は○無○利○子○又○は○低○利○な○る○が○故○に○其○數○多○け○れ○ば○多○
き○程○銀○行○の○利○益○大○な○ら○ざ○る○を○得○ず○然○る○に○若○し○預○金○に○し○て○其○實○借○入○金○な○ら○ば○
乎○其○利○子○必○ず○高○く○銀○行○自○身○が○他○に○割○引○貸○付○を○爲○す○步○合○と○大○差○な○し○故○に○銀○行○
の○利○益○多○き○を○得○ず○然○り○と○雖○も○是○れ○一○推○測○に○過○ぎ○ざ○る○な○り○銀○行○た○る○も○の○若○し○
借○入○金○を○竊○か○に○投○機○事○業○に○使○用○し○幸○に○失○敗○せ○ず○ん○ば○其○利○益○は○普○通○の○割○引○貸○
付○よ○り○生○ず○る○利○益○の○比○に○あ○ら○ず○然○ら○ば○則○ち○通○常○の○銀○行○と○し○て○之○を○見○る○時○は○
預○金○の○額○に○比○し○て○利○益○少○な○か○ら○ざ○る○も○の○と○知○る○べ○し○是○れ○前○に○示○し○た○る○推○定○
の○以○て○適○中○す○る○を○保○せ○ざ○る○所○以○な○り○而○し○て○又○利○子○高○き○が○故○に○必○ず○し○も○預○金○
に○あ○ら○ず○と○斷○言○し○難○き○場○合○あ○り○何○と○な○れ○ば○低○利○の○借○入○金○は○往○々○高○利○の○預○金○
と○其○利○子○步○合○差○違○な○き○と○あ○れ○ば○な○り○例○へ○ば○預○金○に○年○六○分○を○付○す○る○も○の○な○き○
に○あ○ら○ざ○る○と○同○時○に○年○六○七○分○を○以○て○貸○付○を○爲○す○も○の○あ○り○又○コ○ル○レ○ス○ポ○ン○テ○
レ○の○貸○借○の○如○き○銀○行○の○報○告○に○は○他○店○借○り○又○は○他○店○貸○と○あ○れ○ば○其○性○質○を○

名義上の預金

調査すれば必ずしも我より進んで借りたるものにあらずるなり例へば東京銀行が大阪銀行の爲めに手形を取立てたりとせんか其代金は大阪銀行の有にして東京銀行は一時之を保管するに過ぎず是れ所謂借入金にあらずと雖も銀行の報告には之を他店預りと云はずして他店借りと云ふ他店貸は即ち此反對なり故を以て表面に現はれたる部分にも亦預金と借入金とを混交せるものありと知るべし
次に又預金の内には其實預り受けずして唯だ其名目のみを付したるものあり例へば其商賈が官邊其他に對する營業取引上若干の保證金を差入れんとするに當り現金にあらずるも銀行の預金證書にて可なる場合に彼商賈は其知己たる某銀行に行きて事情を語り若干の預金を爲したる體に裝ふて預金證書を發行せしめ之を以て保證に差入るゝが如き是れなり我國にても現は地方の新聞雑誌の保證金中には斯る類より成立せるものありと聞く其他政府の土木工事請負の保證金の如き又此類より成立せるものなしとせず而して某銀行も此類の預金は保證金として他に保管するゝが故自由に引立ざる

るとなきを以て縱令其實預金なくとも實際に於て甚だしき危険なしと思惟すべし。換言すれば某銀行は一商賈の保證人に立ちたるのみ而して彼商賈は其資本の幾分を徒らに保證金として引上げらるゝ損失なきのみならず一時其資本なき場合には極めて好都合なるべく、某銀行は之が爲めは幾分の手數料を領收し且つ商賈の慾を買て新華主を得れば一舉兩全の策なるが如し。然れども是れ決して嘉みすべき事にあらず。彼商賈にして失敗せずんば則ち可なれども若し失敗して保證金を沒收せらるゝと起るに至らば銀行は其預金證書に對し正當の所持人たる保管者に金額を支拂はざる可からず。此場合に遭遇せば銀行は彼商賈に向て辨償を求むべしと雖も失敗者焉ぞ能く之に應ずるを得んや。其危険なるを以て知るべきなり。

右名義上の預金は銀行をして唯だ保證人に立たしめたるに過ぎざれども茲に又預け金を爲して同時に借入金爲すものあり。抑も銀行に預け金あるは他人の信用を得る一方便にして商となく工となく世間の體裁大に宜しきを以て所謂遺線身代の輩は銀行に向て若干の借入金若くは割引を受け同時に

名義預金の
危険

預金を爲して
直に借入
を爲すもの
あり

之に相當する丈の預金を爲すが如き是なり。換言すれば千圓を借りて直に千圓を預けるの法なり。而して預金は何時にても引出すを得るが故に銀行に於ては之を防がんが爲めに貸付の期限三ヶ月ならば預金も亦三ヶ月の定期と爲し其間には引出を許さざるを法とす。若し又預金を書證勘定にすれば貸付も亦無定期と爲し何時にても預金の引出を求め來る時は貸付の返却を請求し直に之を以て振換ゆべし。斯くの如くせば銀行に於ては別に危険の憂なし。而して預金に對して支拂ふべき利子は安くして貸付金に對して受取るべき利子は高きを以て差引銀行は幾分の利を得るなり。是を以て反對の側より見れば此類の預け主は一方に年五分の預金利子を受取りて他方に年一割の借入金利子を支拂ふ割合なるを以て畢竟五分の利子を支拂ふものにて是れ世間に體裁を飾り他人に信用を得んとするが爲めに要する賃料なりと謂ふべし。

上來説く所により預金は預かる銀行の方に假裝的分子あるのみならず預ける者の方にも亦假裝的分子ありと知るべし。畢竟預金と云ふ事は預かる方も

預金利子の
高低と銀行
の信用

預ける方も共に名義の美なるを以て動もすれば普通の貸借たるべき場合に
 假裝購着するを免れず而して又法律上の責任に異なるとなきを以て理論上
 果して預金なるか普通の貸借なるか終に區別し難き場合なしとせざるなり
 預金の利子に就ては通例銀行の基礎鞏固にして信用大なるものは其利子低
 く否らざるものは利子高きを常となす彼の最下等の銀行に至ては随分高利
 を附するものなり是れ信用薄くして預金少なきが爲め運轉資本豊かならざ
 るが故其利子歩合を割合に高くするにあらざれば資金の吸収を爲すと能は
 ざるに因る概して云へば預金に附する利子高ければ高き程其銀行の危険の
 度多く信用少なきを卜するに足るべし尤も時に或は同等の銀行にして他の
 銀行と競争せんが爲め殊更ら利子を高むる迄なきにあらざれども注意深き
 人は必ずしも高利の銀行を欲せず寧ろ低利なるも其確實鞏固なるを望むる
 のなり

預金の種類 預金の種類には數種あり之を列擧すれば左の如し

(第二) 當座預金 當座預金とは預貯金の隨意にて何時にても又何程にても引

預金の種類
當座預り

出すを得るものなり當座預金は商人等日々取引頻繁にして其資金を盡く
 期限を定めて銀行に預け置くを能はざれどもさりとして差當り必要な現
 金を盡く手元に置くは無益にして且つ火災盜難等危険の恐れなきにあら
 ざれば之を銀行に預け置き入用の都度引出すを以て便利なりとす故に倫
 敦紐育等商業の盛んなる所にては此種の預金實に夥し而して此當座預金
 は何時引出さるか判然せざるを以て銀行は悉く之を他に運用して利益
 を得ると能はず常に其幾分を準備として現金の儘所有せざるを得ず此現
 金は一錢の利益をも生ずるとなきのみならず入用の都度屢々引出しを受
 け之が支拂を爲し帳簿の整理を爲す等手数も亦少なからざるが故に若し
 引出の多く銀行に於て運用する殘額少なき預金の如きは通例利子を附
 するに能はざるなり紐育にては日々五千弗の殘額を有するにあらざれば
 利子を附せずとせり尤も銀行によりては殘額の多少を問はず一切利子を
 附せざるものもあり此の如き銀行は準備金も多く信用大にして他銀行に
 此すれば毫も危険なく預け主より見れば其預金に對して聊か心配なきも

のなり、我國の如き資金未だ充分なまざる國に在ては銀行恒ても其資金の
 吸収容易ならざるを以て當座預り金にも皆利子を附せり、茲に一言
 すべきは恐慌の場合恐慌の事は後に述べしに當座預金多き時は銀行の
 危険多きと是れなり、即ち恐慌起る時は一時に預金を引出さるゝを以て到
 底銀行に於て悉く之に應ずると能はず、之に應ずると能はざれば閉店せざ
 るを得ず、之が爲め一層恐慌を大にして其波及する所廣きを致すや必せり、
 然れども取引活潑なる世に當りては當座預金の必要なると勿論にして其
 世上に便益を興ふると莫大なるを以て決して當座預金を悪しと云ふには
 あらず、

定期預り

(第二)定期預金 定期預金とは一定の期限を定めて預け入るゝものにて其期
 限内には引出すと能はざるものなり、即ち預けたる日より例へば三ヶ月間
 とか六ヶ月間とか定りたる期限にて銀行が預りたるものを云ふ、此定期預
 金は日々取引止資金を要すと云ふ程のよなき或は全く貯蓄の精神より出
 て又は協會其他團體の基金の如く當分は現金を使用する必要なきと云ふ

通知引出預り

が如き類の預金なりとす、此種の預金は通例利子を附するものにて期限長
 ければ長き程利子歩合高し、而して當座預金の如く何時引出さるゝか分ら
 ずと云ふものにあらざれば、其定期中は預金を盡し他に運用して利殖を圖
 るも差支なし、例へば一萬圓六ヶ月の定期ならば六ヶ月間一萬圓を運用す
 るを得る譯なり、尤も定期内に引出を請ふものなきに非らざれども銀行は
 必ずしも之に應ずべきの義務なく、只だ銀行の都合によりて其請求に應ず
 るともあるのみ、されば銀行は必ずしも平素準備の爲め預金の幾分を備へ
 置くに及ばず、且つ當座預金の如く小切手を以て屢々引出しを受け其都度
 帳簿に支拂記入を爲す等の手数もなく、只だ預金を受入れたる時預金手形
 を預け人に渡し之を支拂ふにも全額を一時に支拂ふを常とすれば其手数
 少し、故に銀行にても利子を附して損なし、又預り期限長ければ銀行が他に
 運用する期限も長く、從て利益の歩合も少しく、高きを加ふるを以て預金に
 對する利子歩合も亦高きを得るなり、

(第三)通知引出預金 通知引出預金とは當座預けと定期預けとの折衷にして

特別當座預

若干日前に通知して然る後引出すものなり。即ち入用の時は五日乃至七日前に豫め通知して後に引出すものにて何時引出さるゝか判然せざる當座預金よりも銀行に取りては便利なりとす。此等の預金中には銀行が第二の準備金として非常の場合に供ふる爲めに他の銀行に預け置くもの多し。例へば預金引出し多くして現金の準備も残り少なく數日の後迄も尙ほ現金を要すると多しと思ふ時は一寸右の預金に對して豫め通知を爲したる後之を受取りて支拂ふの類なり。此法は重に英國に於て行はるゝものにして米國には少なし。コハ米國には當座貸付の法大に行はるればなり。又普通の定期預金も倫敦の銀行は皆之を受くれども紐育の國立銀行には殊更に定期預金として受くるもの稀なり。されば倫敦にては當座預金には利子を附せず定期預金には利子を附すれども其期限の長短によりて利子歩合同とからせ。尤も英國にても預金の出入頻繁ならざる地方にては當座預金にも利子を附せり。

(第四)特別當座預金。 殘高に限ありある當座預金にして利子歩合高きものを特

預金貯蓄

別當座預金と云ふ。然れども我邦の銀行にて通常稱する所の特別當座預金は之と異り銀行條例に依り普通銀行にて預かるゝ能はざる五圓以下の少額の預金を指すものにて或は之を小口當座預金とも云ひ居れり。畢竟モグ

(第五)貯蓄預金。 貯蓄銀行條例に依りて設立したる銀行又は逓信省に預ける

別段預金

(第六)別段預金。 此れは銀行の都合により設くる名稱にして此内には役員の積立金あり買買證據金あり一時預金より普通の借入金と假裝したるものあり種々雜多にして一定し難きものなり。

保護預

(第七)保護預金。 保護預りとは銀行が其金庫に金圓を確と保護する迄にて普通預金の如く運用すると能はず。故に保護料即ち預り賃を取るものなり。預り賃を取るが故に萬一火災盜難等ありたる時は之を兼償するの責を有す。此の他公債證書株券等を無賃にて華主より預かるとあれども是れ亦運用すべきものにあらず。

第一節 貸付

貸付とは何ぞや

貸付に二種あり

抵當貸

貸付とは銀行が特に貨幣を他人に貸出すものにして一方より見れば借入なり。金融論より云ふ時は甲が乙より百圓の市價ある貨物を買ひ之に對して負債を生じたる類も借金なれど茲に所謂貸付にあらず是れ唯信用に依りて貨物の取引ありたるのみ何となれば特に貨幣の交換を爲さなければなり。然れども甲若し此貨物を銀行に抵當として預け入れ之に對して百圓を銀行より受取る時は則ち純然たる借入金にして銀行より云へば貸付金なり。而して貸付必ずしも抵當を要するにあらず債權者たる銀行に於て債務者を信用すると深ければ無抵當の貸付を爲すべし。是を俗に信用貸と云ふ。茲に於てか貸付を區別して抵當貸信用貸の二種となす。

(一) 抵當貸 抵當貸とは公債證券株券社債券等諸證券及び土地家屋物品等を以て負債返却を爲さざる時の辨償に供ふる貸付法なり。而して之を細別すれば質入と書入との二種あり。質入とは公債證券株券其他抵當の物品を債權者

抵當貸は金融の本相にあらず

たる銀行の手許に預入るゝものを云ひ書入とは土地家屋の如き不動産にして預入を爲す能はざるが爲めに唯登記を経て抵當となし置き債務者が義務を果さざる間は自由に他へ賣却するを得ざる法なり。質入書入等の法律的區別解釋は本論の範圍外として茲には唯抵當貸なるものは抵當品其物を目當に貸付を爲し期日に至り支拂滞らば之を賣却して負債の返却に充つるものなるを知らば可なり。抵當貸の性質此の如しとすれば其借主は貸主より充分の信用を受けざる人たるを明かなり換言すれば貸主は借主其人を信用して貸付くると云はんよりは寧ろ抵當品に信用を置き貸したるものと謂ふべし。更に言を換へて之を言へば賣戻の約束を以て物品を買収したるものと擇ぶ所なきなり。抑も貸すと云ふは返すと云ふ意を含むものにして返却さるべしと思ふ念慮は則ち信用の生ずる所以なり。然るに返却せざることを期して抵當品を附するは是れ初めより返却さるべしと思ふ念慮少なき證據なり。然らば則ち其實信用に依りて貨幣を交換したるものにあらず。從て金融の本相にあらず。既に眞實信用に據るにあらずして抵當品に據るが故に債務者

に於て現に抵當となすべき資産なくば他より資金を借來ると能はず債務者に資産ありて之と引換に債權者より資金を得るものならば千圓の資産ある商工は千圓の融通を爲し得るに過ぎず而かも折角生産したる貨物は債權者の庫中に入りて隨意に之を賣却すると能はず其不便知るべきのみ彼の將來有爲の輩が資金を借來りて事業を企てるが如きは到底望むべからざるなり斯の如くんば信用の効能たる資金の生産力を活潑に増加するとを得ざるなり然りと雖も漫りに信用の措き難きは方今世態の常なるが故に其實信用にのみ據りて貸付を爲すと能はず故に抵當貸も亦止むを得ざるなり然れども觀て考ふれば貸したるものを返却さるべしと思ふ念慮の因で生ずる所を推察するに單は債務者たざんとする人の性質技量のみならず其資産の多少亦與りて大に方おり假令借財たる資金は事業蹉跌の爲め損失するも從來の資産を賣却して其負債を返却すべしと思ふ念慮は亦債權者をして信用せしむる一大原素たざらんばおらず此資産を債權者の手に保管すると債務者の自由

抵當貸と信用貸との別る、所以

に任かすとの別即ち抵當貸と信用貸と因て分る、所なり之を要するに債務者の資産を債權者自ら保管するにあらざれば債務者之を他人に賣却すべしとの懸念を有する時抵當貸と爲り此懸念なき時信用貸と爲るものと云ふも可なり果して然らば畢竟資産を目的とする點に於ては兩者差違なきにあらず尙故に信用貸の或部分と抵當貸とは其大本に於て大差なきを知るべし且の夫れ抵當たる貨物は必ずしも債權者の庫中に入りて隨意に債務者の賣買を許さざるのみにあらず見本賣の法に據りて賣却の約を爲して抵當の貨物と引換に支拂を爲すの便利あり又目下不用の物品を抵當として債權者の庫中に收むるが如きは債務者に於て之が爲に不便を感ずるとなし例へば夏期濃袍を典し冬期蚊帳を質として一時の融通を爲すは又甚だ便ならずや况んぞ公債證書株券の如きは之を自家に藏するも一時債權者の庫中に入る、も敢て便不便の差なきに於てをや其れ然らば則ち生産したる貨物を以て未だ賣れざるに早く現金を得る便利と一時不用の物及び置所に依りて不便の差なきものを以て入用の資金を借り得るの便利とは是れ抵當貸の効能

能 抵當貸の効

抵當品を取
るに付實際
上の注意

公債證書

社債券

株券

〇〇〇〇〇〇可からず。斯く債務者に於て不便を感せず債權者に於て安全なり
 と思ふが故に今日の貸付は多く抵當貸なりとす。
 抵當貸に關する理論は以上述べたる例の如し。是れより右抵當に取る物品に
 就て實際止まり聊か説明せん。抑も抵當品は前に述べたるが如く負債を支
 拂ふに能はざるに當り之を賣却して其支拂に供する爲めなれば其丈けの市
 價あるべきは勿論にして又容易に賣却するを得べきものを以て專一とす。次
 に抵當品の市價絶へず下落の傾向あるものは勿論市價常に甚しき高下ある
 もの。如きは宜しからず公債證書の如きは何時にても容易に賣却し得べく
 市價亦甚しく高下すること稀にして實に抵當品中第一のもの。と謂ふべし。
 社債券の確實なる會社より發行したるものならば却て株券よりも堅し。社債
 券は約束したる利子丈けは必ず支拂ひ償還期限には元金を支拂ふものなれ
 ば會社は收入の中より先づ社債券の支拂丈けを差引き殘餘あれば株券に對
 する配當を爲すなり。故に株券の配當少なきと雖も社債券の利金は變りなし。
 従つて社債券は市價も餘り亂高下なく賣口も株券よりも宜し。然りと雖も株券

株券は注意
すべし

も盛大なる銀行會社の株券にして積立金多く常に配當に變りなきもの。如
 きは社債券に次ぐべし。但し新設の怪しき會社の株券を漫りに抵當に取るが
 如きは決して得策にあらず。方今此類の抵當品を有して困難せる銀行類も多
 し。是れ聞て株券を抵當に取るに就ては殊に注意すべきものあるを以て次に之
 を述べん。
 公債證書の如きは年五分とか六分とか定りたる收入を生ずるを以て收入の
 額一定して安心なり。然るに會社の株券は時勢の變遷により利益に厚薄あり。
 甚しきに至つては皆無のともあるべし。社債券を發行せる會社等には其利
 益の中より社債の利子を支拂はざるを得ざるを以て好しや多少の利益ある
 も皆此支拂に撥收されて株券に對する配當なきともあらん。斯の如き株券は
 り生ずる收入は不定なるを以て株式市場に於ても常に社債券の市價は反て
 其社の株券より高きもの頗る多し。株券の市價は其會社營業の景況により配
 當の多からんと思はるゝ時は高く、少なからんと思はるゝ時は安しと云ふ程
 だ。時々高下あるを免れず。故に千圓の抵當に貸附の當時千二百圓の市價ある

漫に株券を
抵當に取れ
ば投機を奨
励す

株券を取つて拂期日に八九百圓に下落するやも測られず斯る抵當品は堅固なる抵當品とする能はず加之銀行にして之を取り抵當流れとなりて直に賣却せば損失あるを以て世間の景氣を伺ひ高直の現はれたらん折りに賣らんとを計るに至るは是れ投機業に近く銀行業の本分にあらざるなり萬一幸に此の如き投機を爲して當らば必ずや之より投機心を生じて愈々本業の外に馳せ遂には大失策を爲すに至らん
銀行に於て盛に株券を抵當に取る時は投機者流は漫りに新會社を組織して未だ投機を選ぶるに至るべし蓋し一攫千金の利を得んと欲するは人情の常然るが故動もすれば投機心を發するは古今東西毫も異なるとなし只だ確實なる抵當なく爲めに金策の途を得難きを以て大に之を制するのみ若し世間の金穴たる銀行に於て容易に株券を抵當に取るとすれば忽ち投機心を奨励し新會社を起して未だ確を拂込も濟まざる株券にて一時の狂熱にて市價騰貴するを幸ひ之を抵當となして資金を得之を以て又他の會社を起し其會社の株券を抵當とせば尙ほ又他の會社を起し或は一の會社の株券を抵當

抵當の株券
流込みたる
場合

として得たる金にて他の會社の拂込みを爲すと云ふが如く次より次へと投機の範圍を廣め結局確乎たる見込みもなき會社勃興すべし素より利益の案外になき果ては拂込みは差支へて倒るゝもの陸續起るか好し倒るゝに至らざるものも株券の市價大に下落し抵當に取りたる時の市價とは甚だしき差を生じ孰れにするも銀行の損失に歸するを免かれず
昔は抵當品市價の下落するのみならず若し抵當の株券流れ込みて銀行の所有に歸すれば銀行は暫時たうとも其會社の株主となりたる譯なれば其會社の衰運は銀行も亦之を分擔せざるを得ず若し市價の上るを待て賣らんと思想内に株主總會の決議により株金追徴損失分擔等を爲さざるを得ざる場合は銀行も亦株主總會の負擔を爲さざるべからず斯くなりたる後は其株券を賣らんとするも素より買ふものなくさりとて株主同様損失を分擔して拂込を爲すもミス／＼損なり銀行の進退維に谷まるべし且つ此の會社にして有限責任ならば稍々忍ぶべしとするも若し無限責任にして倒産したる時は株主は身代を擧げて負債辨償の義務を果さざる可からざるが故に銀行の損

己れの銀行の株券を抵當に取るの不都合なる

積荷証券倉入證書の

朱實に其止まる所を知らず株券を抵當に取らんには此邊の用心專一なりと知るべし。株券を抵當に取る中にも己れの銀行の株券を抵當に取るは最も不條理なり。是は恰も自分の貸したるものに己れが保證に立つと一般なり。一萬圓の抵當に一萬二千圓の我銀行株を抵當となし若し返済を爲さずして流れ込みたる時は銀行は一萬圓の資金を減少し之に代ふるに一萬二千圓の株あるも既に其株より成りたる銀行には一萬圓減少せるを以て一萬圓丈けは空株なり。換言すれば一萬圓丈け株券を減少したると同一なり。此の道理より推せば若し株金十萬圓なる銀行にて十萬圓の貸付を爲して其銀行の株券十萬圓を抵當に取りて返済されずば銀行の資金は十萬圓を減少すべし。されば其銀行の十萬圓の株券は株金なき銀行の株即ち空株たると明かならん。然らば抵當を取らざる證なしと謂ふべし。故に米國にては此の如き抵當を取るとを禁じ我國も亦銀行條例に於て之を禁せり。積荷証券倉入證書等をも抵當に取るとなきにあらずれば是れも好ましき

ものにはあらず。此等證書に對する貨物の善惡等は銀行に於て容易に知り難きのみならず日々諸貨物の相場表を調製せざるを得ざるが故抵當物の市價を知るにも不便なり。且つ貨物の市價の變動を察するは銀行の本職外なるを以て明確に之を知る事能はず。之に加ふるに抵當流れ込みとなるも貨物を賣却するとは公債證書の類と異り銀行には不熟練の事なれば多くは損失するを負れず。尤も割引する手形も其本は右の如き貨物の取引より出づるもの多く中には積荷證書を附したる手形さへあれども是は既に本職の人々互に適當と見たる市價にて取引したるもの故未だ賣口の定まらざる貨物の積荷證書倉入證書を直に抵當に取りて貸附くる者とは同日の談にあらず。且つ割引の方は銀行が實際貨物を抵當に取らずとも割引手形には少なくとも通例振出人及引受人あり多くは此外に裏書讓渡人の二三人もあるを以て銀行に對する責任者多きものとす。手形割引に關するとは後節に之を説明すべし。積荷證書は一號證書二號證書或は三號證書迄發行するものなれば抵當に取る時は一號二號及三號證書をも同時に取揃へ裏書を爲さしめ別に其積荷の保險

己れの銀行の株券を抵當に取るの不都合なる

積荷證書倉入證書の

朱實に其止まる所を知らず株券を抵當に取らんには此邊の用心專一なりと知るべし。株券を抵當に取る中にも己れの銀行の株券を抵當に取るは最も不條理なり。是は恰も自分の貸したるものに己れが保證に立つと一般なり。一萬圓の抵當に一萬二千圓の我銀行株を抵當となし若し返済を爲さずして流れ込みたる時は銀行は一萬圓の資金を減少し之に代ふるに一萬二千圓の株あるも既に其株より成りたる銀行には一萬圓減少せるを以て一萬圓丈けは空株なり。換言すれば一萬圓丈け株券を減少したると同一なり。此の道理より推せば若し株金十萬圓なる銀行にて十萬圓の貸付を爲して其銀行の株券十萬圓を抵當に取りて返済されずば銀行の資金は十萬圓を減少すべし。されば其銀行の十萬圓の株券は株金なき銀行の株即ち空株たると明かならん。然らば抵當を取らざる證なしと謂ふべし。故に米國にては此の如き抵當を取るとを禁じ我國も亦銀行條例に於て之を禁せり。積荷證書倉入證書等をも抵當に取るとなきにあらざれども是れも好ましき

ものにはあらず。此等證書に對する貨物の善惡等は銀行に於て容易に知り難きのみならず日々諸貨物の相場表を調製せざるを得ざるが故抵當物の市價を知るにも不便なり。且の貨物の市價の變動を察するは銀行の本職外なるを以て明確に之を知る事能はず。之に加ふるに抵當流れ込みとなるも貨物を買却するとは公債證書の類と異り銀行には不熟練の事なれば多くは損失するを負れず。尤も割引する手形も其本は右の如き貨物の取引より出づるもの多く中には積荷證書を附したる手形さへあれども是は既に本職の人々互に適當と見たる市價にて取引したるもの故未だ賣口の定まらざる貨物の積荷證書倉入證書を直に抵當に取りて貸附くる者とは同日の談にあらず。且つ割引の方は銀行が實際貨物を抵當に取らずとも割引手形には少なくとも通例振出人及引受人あり多くは此外に裏書讓渡人の二三人もあるを以て銀行に對する責任者多きものとす。手形割引に關するとは後節に之を説明すべし。積荷證書は一號證書二號證書或は三號證書迄發行するものなれば抵當に取る時は一號二號及三號證書をも同時に取揃へ裏書を爲さしめ別に其積荷の保險

貨物を抵當
に取るべし

生命保険證
書を抵當に
取るべし

土地家屋を
抵當に取る
は不可なる
こと

證書をも添へて取るを例とす。貨物を其儘に抵當に取るが如きは不便少なからず、之を賣るには前と同様の不都合あるを以て銀行は成るべく避け避くるを常とす。されば今日は積荷證書倉入證書貨物等を抵當となして容易に貸附を爲す銀行は少なしとす。生命保険證書を抵當に取る例もなきにあらざれども是は最も避くべきものとす。被保険者にして自殺又は死刑に處せられたる時は保險會社より約束の金圓を受取ると能はず。又之を他人に賣らんとするも到底高價を得ると能はず。通例保險會社に賣戻さんには既に拂ひ込みたる保險料の凡そ三分の一に過ぎずと云ふ。故に生命保険證書は決して確實なる抵當品の中に入るべきものに非らず。因に云ふ若し生命保険證書を抵當に取る時は銀行より直に保險會社に通知して會社より回答書を受くるを忘るべからず。農業銀行を除くの外普通の銀行にては土地家屋等不動産を抵當に取るも亦注意すべきと多し。此等の不動産は其市價公債證書の如く判然たる相場立たざるものにて之を賣却せんとするも容易に買ふ者なく止むを得ず抵當流れ

となりて銀行に引受くれば銀行は地主と變じ遂には土地家屋の賣買を事として本業の外に走るに至るべし。總て銀行は世の金融を助くるを本分と爲すものなれば貸出したる金は成るべく速に返り來りて又貸出し絶へず出入して治く商工業の便宜を計るべきものなれば抵當は貸付金若し返済されざるべきは直ちに賣却して現金となして再貸附の資に供するを得べきものなり。ざる可からず。然るに土地の如き固定したるものを抵當に取りて容易に之を賣却すると能はずば銀行は一時其れ丈け金融を助くるの資を減少したる次第ならずや。況んや預り金を運轉して貸附けたるもの多き内に右の如き固定したる抵當を有するに當りて一時多く預金引出を受くる時は如何にして之に應ずるとを得べきか。引出は一時に來れども土地を買ふ者は一時にはなく彼れ是れ急速の間に合はざるを以てミス。其れ丈けの資本ありながら閉店せざるを得ざるに至るべし。加之市場不穩金融逼迫の時には土地の如きものを買はんと欲するもの極めて少なく其市價も大に下落するや必せり。故に強て之を賣らんとすれば所謂捨賣を以てせざるを得ず。果して然らば初め

抵當に取りたる市價の幾分に過ぎずして銀行の損失頗る大なるべし方今土地を多く抵當に取りたるが爲めに困難の地位に陥りたる銀行なきにあらず。されば米國にては法律を以て國立銀行は土地家屋等を抵當に取るを禁じたり。

然れども初めより土地を抵當に取りて長期間の貸出を爲さんとの目的にて起りたる農業銀行即ち我國にて所謂日本勸業銀行及農工銀行の如きは別問題にて本章に於て説く所は専ら頻繁なる商工業を助くる銀行の事なりと知るべし。農業銀行の事は後に章を改めて講述すべし。而して又縦令農業銀行に限らずとも本邦今日の如く動産にして抵當に取るべきもの少なく確實なる抵當は多く土地なりと云ふ國柄にては或は勢ひ幾分の抵當は土地をも許さずば銀行業の範圍狹隘とならん。然れども前途の如き短所あれば漫りに取るべきものにあらず。

抵當品の市價下落の爲めに困難する銀行多きとは東西諸國同一轍に出で銀行破産の原因中之を以て第一とす。今此損失を防がんには初め抵當品の市價

土地家屋を抵當に取る場合も可なる場

抵當品下落の困難を避くる方法

と貸附金額との差を大にするに若かず。米國にては通例貸附金に對して二割増の抵當を取るを法とす例へば一萬圓の貸付には一萬二千圓の抵當を要するが如し。然れども公債證書の如く相場の變動少なきものにして確實なるもの、抵當は一割乃至六分増のとなり。社債券株券等も物によりては此割合に多少の差違ありて固より一定せず。若し抵當に取りたる後其市價下落すれば右の割合に準じて増抵當を爲すべき約を常とす。而して公債證書社債券株券等百を以て數ふるもの、市價を知らんと欲せば日々其相場表を調査せざる可からず。加之今日の市價によりて抵當を計算するも世間の景況社會の有様によりては將來に於て甚だしき下落を來すやも測られざるが故に此邊には能く注意して物によりては市價の如何に拘はらず抵當に取らざる可あり。又抵當品の割合も物によりて差あるが故に是れ亦充分に吟味せざる可からず併かし餘り抵當品の割合を多く取りて貸出金少なければ銀行は安全なるも借方より云へば不平なしとせず。從て競争の結果終に他銀行に於て貸附を爲すに至らん。されば抵當の割合少なければ危険なり多ければ華主滅せ

此中を行くは銀行の熟練なれ
 總て抵當品は貸金の返済滞る時は銀行に於て直に處分し得る様にせざる可
 からざるが故に返済期限過ぎて裁判所に持出し其れより幾多の時日を経過
 して初めて處分するを得るが如くんば不便實に甚だし故に初め抵當を取る
 時記名のものならば委任狀を附するは勿論なり斯くして貸金の返済を滞る
 時は銀行に於て隨意に抵當品を賣却する旨一應負債者に通知し尙ほ返済せ
 ざる時は賣却するを例とす
 借主の都合によりては抵當を入れ換ふると云ふとあり例へば今迄は日本鐵
 道株を入れ置きたるに之を引出して其代りに甲武鐵道株を入れるも當時の
 相場に損得なければ入換を許すの法なり之を許す時は抵當を入れ換ふると類
 繁なるを覺悟せざるべからず何となれば或商人が或株券を抵當に入れ置く
 内に其株券は俄かに騰貴することあれば他の株券を入換へて先の株を賣出
 し以て利益を收得せんと欲すればなり
 此に抵當貸にあらずして又信用貸にもあらずる一種の貸出あり何ぞや他な

抵當の入換

保證貸付

し保證貸付是れなり保證貸付とは借主の外に一二の保證人を立つるものに
 て別に抵當を要せず其代りに借主が若し返済せざる時は保證人辨償する法
 なり尙ほ茲に一種の保證貸付法あり是は固と蘇格蘭スコットランドに於て始りたることに
 て其方法は銀行に於て確實なりと認めたる保證人二人以上を得たる借主に
 豫定の金額以内幾何宛にても時々借主の申出次第貸付け又銀行の要求次第
 返済せしむるを得る法なり例へば借主を甲とし千圓を豫定額とすれば甲は
 其の職業上の都合により今日五十圓入用なりとすれば直ちに其れ丈け借り
 受け明日三十圓入用なりとすれば又其れ丈け明日借受くるなり而して銀行
 は常に甲の舉動に注目し若し不都合の事もあらば何時にても既に貸出した
 る金圓を即時に返済すべきとを要求し應せざる時は保證人をして辨償せし
 むるものなり又甲も職業の都合上二十圓丈け返済するも差支なしと認めた
 る時は何時にても之を銀行に戻すとを得べし恰も甲が千圓の當座預金を銀
 行に爲したると同様何時幾何にても引出すを得れば又何時幾何にても戻
 し入るゝを得るなり素より利子は割引歩合よりは少しく高きと通例なれど

も其代りに借りたる自子丈けを支拂ふのみなり。此法は商業家を華主として盛んに取引する大都府の銀行には少しく不向なれども地方の銀行にては中々宜き業なり。時によりては抵當品を取りて此類の貸附法を行ふものなきにあらず。蘇格蘭にては此法の爲めに幾多の少年をして職業を得せしめ幾多の事業をして成就せしめたるを擧げて數ふべからざる程なりと云ふ。

保証貸付の
便利

今借主より見て此法の便利なる點を擧ぐれば第一全く入用丈けの日數の利子を拂ふを以て初めより借用期限何日間と限りて幾分か不用の日子迄も利子を支拂ふが如き損なし。第二初めより返済の期限何日と定めなきが故に都合次第何時にても支拂ふを得るを以て無理に期日に返済するに及ばず融通上實に都合なり。第三豫定額以内は幾何にても借受くるを得るを以て目下入用の金額丈け宛借受くるが故一時に千圓を借用して暫時たりとも其中の幾分を不用にするが如き損なし。好しや相當の抵當品を借主より出すとするも一時に一定の期限内全額を借用するに比すれば前述の便利あると疑を容れず。又銀行の方より見れば何時にても要求次第送済せしむるを得るを以

て期限を定めて貸附けたるものに比すれば便利なる所あり。又利子歩合も割引より高きを以て借主の返済なくば何ヶ月若くは何ヶ年にてても之を貸付けて収入の途を得ず。し地方銀行の如く能く保證人の性質及身代を知る所にては危険も少なく、若し抵當品あるに於ては愈々安全なり。然れども一方より見れば定期なきが故に銀行に於て遊金多き時に際し返済を受け逼迫の時に借出さるゝも計り難し。是れ銀行に取りての不便なり。併かし此不便あるを以て右の方法を悪しとは謂ふべからず。此法あるが爲めに有爲の少年をして實業に就かしめ以て大に經濟上の發達を助けしむるなり。但し人を撰ばず漫りに之を爲さば其局濫用の弊に陥るの恐れあるを以て此點は大に注意を要す。又盛んに割引すべき手形あるを捨て或は普通の貸付多きを願みず。此法にのみ資金を運用するが如きは素より得策にあらざるなり。蘇格蘭にては保證貸付の豫定額は百磅より五百磅迄にして之れより多きは容易に許さずと云ふ。此類も土地貧富の程度及銀行資本金の多寡によりて差あるべきと勿論なり。と雖も兎に角銀行は巨額を許すは不可なりとす。

(三)信用貸。信用貸は抵當品を要せざるが故に物品を動かすの不便なし。又登記公證等の爲めは負債を世間知らるゝ不都合なく而かも無産の青年輩を以て事業に従はしむる効あるを以て此點より觀れば抵當貸に優ると數等なるのみならず又貸借の本義に適へるものなり。然りと雖も從來の經驗は多く信用貸の危険にして爲めに銀行商家が倒産するを證明せり。蓋し甲に信用貸を許せば乙にも亦之を許さざる可からず。乙に許せば丙に許せば丁と順次に其額をもて大ならしむるに至るべし。而して此の如くんば投機者流は陸續信用貸を求めざるや必せり。抵當を要する場合に於てすら濫りに貸付を爲せば忽ち抵當の株券を造らんが爲めに不確實なる會社を設立し大に投機を獎勵するの弊あり。況や無抵當なるに於てをや。試みに東京大阪に於て廣く信用貸を許すと假定せよ其危険なる智者を俟て後知らざるなり。蓋し己れの信用に依りて資金を借り入るゝ者は初めより惡心あるにあらざるも豫期の如く收入あらざる時は困難の極終に道德の重きを顧みるに違なきして負債の義務を累さざるに至るものなり。此時に及んで其生産を差押るも素より辨償す

るに足るべきものなし。されば今日又は明日迄は信用ある人も二ヶ月三ヶ月を経ば其間に如何なる厄に遭遇して本意ならずも約束を破るとなきを保て難し。果して然らば今日は先づ抵當を取るを安全の貸付法なりとす。古來信用貸の爲めに利益を得たる銀行は少なく損失を受けたる銀行實に多し。されば商況の浮沈常ならざる大都會の銀行に在りては誰彼れの區別なく保證人の有無に拘はらず寧ろ全く信用貸を禁ずるを通則となせり。尤も地方の如き人口少なく債務者の性情素行を熟知し易く而かも都會に比すれば氣風一般に朴訥なる所に在ては今日と雖も亦信用貸なきにあらず。彼の蘇格蘭に於ける保證貸付の如く無産有爲の青年をして事業を營せしめんが爲めに確實なる證人を立たしめて數百圓を貸付くるは敢て危険なりと謂ふべからず。但し此場合に於ては債務者及保證人の性質資産等を充分調査すべきは勿論なりと知るべし。

貸付の期限。是れより貸付の期限に就て聊か説明せんに概して云へば其期限に二種あり一を定期と云ひ他を當座と云ふ。而して又定期にも長あり短あり

貸付期限長
きに過ぐる
は不可なる
所以

○長○き○は○數○箇○月○よ○り○數○十○年○に○宜○り○短○き○は○數○日○に○過○ぎ○る○な○り○當○座○貸○付○を○稱
 ○呼○ぶ○は○債○權○者○の○請○求○次○第○何○時○に○て○も○返○却○す○べ○く○又○債○務○者○の○都○合○に○よ○り○何
 ○時○に○て○も○返○却○す○る○と○を○得○る○も○の○な○り○此○法○は○當○今○米○國○に○於○て○行○は○る○も○の○に
 ○し○て○自○本○に○は○未○だ○少○な○し○
 ○定○期○貸○付○の○期○限○も○長○き○に○過○る○は○不○可○な○り○抵○當○を○取○ら○さ○る○も○の○如○き○は○尙
 ○更○ら○の○と○に○て○長○け○れ○ば○長○き○程○危○險○多○き○は○多○辯○を○要○せ○す○し○て○明○か○な○る○也○也○抵
 ○當○を○取○り○た○る○も○の○に○て○も○長○き○間○に○は○抵○當○品○の○市○價○如○何○に○變○更○す○る○計○ら○れ
 ○さ○れ○ば○是○れ○亦○危○險○少○な○か○ら○ず○且○の○銀○行○の○資○金○は○成○る○べ○く○多○く○回○轉○し○て○多○數
 ○の○人○の○融○通○を○助○く○べ○き○も○の○は○也○人○は○長○く○貸○し○置○く○は○世○間○よ○り○見○る○も○不○可
 ○な○り○又○銀○行○の○利○益○よ○り○見○る○も○短○期○に○し○て○幾○回○も○貸○附○交○る○方○利○倍○増○殖○の○算○法
 ○は○な○り○也○も○利○益○多○き○と○明○か○な○ら○ば○最○も○期○限○長○き○も○の○は○短○き○も○の○に○比○す○れ○ば
 ○利○率○步○合○高○き○を○常○と○す○れ○と○是○れ○只○大○體○三○ヶ○月○六○ヶ○月○位○の○差○に○し○て○必○ず○也
 ○も○百○數○に○應○じ○地○悉○く○利○子○步○合○の○差○を○立○並○く○貸○附○く○る○も○の○に○あ○ら○ず○如○之○貸○付
 ○金○は○固○き○當○座○預○金○を○運○用○し○た○る○も○の○多○け○れ○ば○貸○附○期○限○長○き○間○に○若○し○預○金○の

死債の
死債の

○引○出○し○多○き○と○お○ら○ば○如○何○に○し○て○之○に○應○ず○る○を○得○べ○き○が○預○金○は○即○時○に○拂○戻○さ
 ○し○る○可○か○ら○さ○る○に○貸○付○金○は○期○限○中○の○故○を○以○て○返○濟○を○要○求○す○る○と○能○は○ず○銀○行
 ○の○進○退○此○に○谷○は○ま○る○に○至○り○割○引○し○た○る○手○形○な○れ○ば○一○時○再○割○引○率○形○割○引○の
 ○事○は○次○節○に○述○ぶ○べ○し○を○爲○し○又○所○有○す○る○公○債○證○書○な○れ○ば○賣○却○し○て○も○融○通○を○爲
 ○す○と○能○得○べ○け○れ○也○又○長○期○の○貸○附○證○書○は○政○府○の○公○債○に○お○ら○さ○る○は○俄○然○に○他
 ○國○賣○却○す○る○と○能○は○ず○さ○れ○ば○長○期○の○貸○附○は○銀○行○が○其○期○限○の○間○衆○人○の○融○通○を○爲
 ○す○と○能○は○さ○る○の○み○な○ら○ず○或○は○事○ある○に○及○ん○で○自○己○の○融○通○を○も○爲○す○と○能○は○さ
 ○る○の○不○幸○を○見○に○至○る○也○し○殊○に○繁○劇○活○潑○な○る○華○主○多○き○銀○行○に○お○り○て○は○此○の○不
 ○便○は○實○に○甚○だ○し○く○爲○め○に○救○ふ○べ○か○ら○さ○る○の○域○に○陷○る○な○き○を○保○せ○し○斯○る○銀○行
 ○に○て○は○成○る○べ○し○短○期○に○し○て○而○か○も○拂○期○日○順○次○に○來○り○今○日○は○一○萬○圓○の○返○濟○を
 ○受○け○明○日○は○一○萬○圓○の○返○濟○を○受○く○べ○し○と○云○ふ○が○如○く○絶○へ○ず○貸○付○の○返○濟○ある○方
 ○法○を○採○り○而○し○て○若○し○前○途○直○に○金○圓○を○要○す○る○と○明○か○な○ら○ば○其○返○濟○さ○れ○た○る○金
 ○圓○を○守○り○て○一○時○成○る○べ○し○新○規○の○貸○出○を○控○へ○て○忽○ち○準○備○金○の○増○加○を○圖○る○も○の
 ○と○す○さ○れ○ば○返○濟○期○限○長○き○に○過○る○も○の○又○は○土○地○の○如○き○抵○當○品○を○取○り○て○俄○か

貸付期限の
長きを要す
るものあり

に處分するに能はざるものは俗に死債と稱して銀行社會の最も惡む所なり
死債と云ふは目下運轉活用するに能はざるの意なり
然れども銀行の華主の職業に依りては長期にあらざれば貸付を爲して銀行
の利益を得るに能はざるものあり例へば土地の改良を爲さんか爲めに借入
る者の如き其土地より生ずる所得を以て負債の返済に供するの外なきが
故勢ひ長月を要せざる可からず農業銀行の貸付の如きは則ち此類なり尤
も此類の貸付を爲す銀行は之が爲めに設けられたるものにて普通の銀行と
全く異なるが故追て別に之を説明すべし

割引の法に
依りて貸出
す

貸付期限は通例三四ヶ月を限りとし六ヶ月以上は大概拒むを例とす而して
紐育にては當座貸付と稱して銀行より要求次第返済すべき約束にて貸付く
るもの外は大概割引の法にて貸出せり例へば千圓を二ヶ月間年六厘にて
貸付くるには之に對する利息十圓を初めより差引きて九百九十圓丈け貸付
くると是れなり即ち利息は前に支拂ふなりされば定期貸付にして又割引な
らば果だ通例の割引は商業上の取引より生じたる手形なれども前の割引は然

當座貸付

らざるの差あるのみ故に實際銀行の勘定報告等を見れば割引定期貸付は通
例の手形割引と合併せるもの多し右割引定期貸付は月々利息の取立を爲す
の不便を避くるに因ると雖も亦利息先取りを爲す丈けの利益あるを以てな
り
當座貸付とは返済の期日初めより定まらずに貸付くるものにて俗に所謂時
貸なり然れども此中米國流の當座貸付の如きは實に盛なるものにて驚くべ
き程なり分けて紐育の如き商業繁華の處にては此類の當座貸付非常の巨額
に達し割引の高と大差なきを常とす今一例を示せば余が居りたる銀行の如
きは三百萬弗餘の割引を爲すと共に三百萬弗に近き當座貸付を爲せり此貸
付を爲すには借主より銀行の要求次第返済すべく若し滞る時は抵當として
入れたる物品を直に賣却して處分さるゝも決して異存之れなき旨の證書を
取り公債證書又は株券を市價より一二割増の抵當を收め利子は當時相當の
割合を以てするに在り其證書の雛形は則ち左の如し

一金千弗也
 此利子歩合は時々變更すると
 右金額要求次第紐育何々銀行ニ於テ合衆國金貨又ハ之ト相當ノ價格アル貨幣ヲ以テ同行又ハ同行ノ指圖人ニ相支拂可申茲ニ約束致候右ノ支拂又ハ此後同行ニ對シテ生ズルトモアルベキ拙者ノ負債ノ抵當トシテ左記ノ財産ヲ同行ニ預入候

若シ前記ノ約束ヲ履行セス前記ノ負債ヲ支拂ハザル時ハ何時ニテモ廣告ヲ爲サズ又拙者ニ通知ヲ爲サズニ右抵當品ノ全部又ハ其幾分若クハ其入替タル抵當品或ハ追加シタル抵當品ヲ同行又ハ同行ノ頭取若クハ支配人或ハ其代理人ノ隨意ニ公賣又ハ私賣ニ附シ其代金ノ申ヨリ右抵當品處分ニ付必要ナル諸費用ヲ差引キタル上殘額ヲ以テ同行ニ對スル拙者ノ負債ノ全部又ハ幾分ニテモ同行ノ頭

取若クハ支配人或ハ其代理人ノ見込次第其支拂ニ供シ尙ホ剩餘有之時ハ拙者ニ返附可有之候若シ不足相立候節ハ拙者ニ於テ引續キ義務アルコト勿論ノ儀ニ可有之候爲後日仍テ證書如件

年月日

何

某

斯く貸付の期限定めなきを以て利子を割引すると能はず又今日四分の利子も數日の後には五分にも上るべく或は又三分にも下るべし依て其都度利子を變更するを例とす其手續は例へば利子歩合五分に上りたる時は借主に宛て今日より五分に改むるも異存なきや若し異存あらば即時に元金の返済を受けたしと申込むに在り借主に於ても五分が其時に相當と考ふれば他より借り換るも矢張五分を支拂はざるを得ざるを以て承諾するを常とす又三分に下りたる時は銀行より云はざるも借主より三分に引下げんことを申込み若し銀行に於て聞入れざる時は元金を返済すべし銀行も當時三分を相當と思はば是れ亦他に貸し換るも三分より以上に運用すると難きを以て三分に引

直すなり、尤も大概銀行は借主よりの申出を待たずして相當の點迄は引下
るものとす。右の如く時々、利子歩合を改めたる上、毎月末に至り、利金を通算し
て借主に通知す。借主は此通知書に添へて利金を拂込むなり。但し一ヶ月未滿
にして返済する分は返済の時に利金を支拂ふものとす。斯く不定の期限にし
て當座と云ふ貸附法なれども、長きは十五ヶ年に打續きて貸付けたるもあり、
之に反して短きは二三日にして返済するもありとす。

當座貸付は如何なる便
利ありや
銀行に於て當座貸付の
便利なる所
以

當座貸付は右の如く一定の返済期日なきを以て今日借りて明日返済の要求
を受くるやも測るべからざれば借主は其資金を安心して使用すると能はざ
るの懸念あるにも拘はらず、巨額の金圓を此法によりて借るものあるは抑も
如何なる理由あるかと云ふに、双方共に便利なればなり。請ふ之を述べん、先づ
銀行に於て如何なる便利ありやと云ふに、貸附金の内一部分は何時にても返
却を爲さしむるを得る是れなり。其譯は何れの銀行にても銀行條例により
預金に對して一定の準備金を置かざる可からず。若し其額より下る時は犯則
となるを以て直償之を補充するを爲さざる可からず。即ち此場合に當座貸

附金を取立下り、右の補充を爲すとを得べし。是れ銀行に取りて極めて便利な
り。所以稱りとす。尙ほ米國の銀行制度に就て之を云はん乎。米國國立銀行條例
により、國立銀行は必ず預金の三割五分を準備金として備へ置かざる可から
ず。例へば千萬圓の預金あれば二百五十萬圓は準備金として備へ置くの規定
なり。但し三百五十萬圓より多き分は銀行の隨意なりとす。英國にては此の如
き規定なし。只だ米國にては法律上此の如き規定ありて二割五分より下ると
能はず。之れより下る時は則ち犯則なり。されば今迄千萬圓の預金にて二百五
十萬圓の準備金を爲し置きたるに百萬圓を臨時に引出されたりとすれば、殘
る準備金は百五十萬圓にして預金總額即ち九百萬圓の二割五分に當らず。一
割六分に過ぎざるを以て若し此儘に爲し置く時は犯則となるなり。故に斯る
場合には直に補足を爲さざる可からず。九百萬圓の二割五分即ち二百二十五
萬圓の準備金を要する割合となるを以て前に残りたる準備金百五十萬圓に
七十五萬圓を補足せざる可からず。依て當座貸附金の内七十五萬圓だけ返済
の要求書を發するなり。されば借主は直に返済に來りて忽ち補足するを得

優是れ銀行に取て當座貸附の便利ある所以なり好しや準備金の高に法律上の制限なくとも素と預金を以て貸付と爲すものなれば預金に對する準備金の増加を要する場合に當り容易に貸付金を取戻すを得るを以て當座貸付金の便利あるとは實に少ながらず。

借主に於て當座貸付の不便ならざること

又借主に於てもさのみ不都合なき所以は借主に於て臨時に返済を要求せらるゝども此類の貸借の媒介を業となす者に依頼すれば融通自由なるが故に更に狼狽するとなきなり甲の銀行より返済を要求されれば乙の銀行より借出して甲の銀行に支拂ふとも爲し得べし最も恐慌の時には非常に困難を感ずべけれども通常の場合には差のみ不便なし否不便なきのみならず期限を定めずして借受け自分の適宜に之を返済するを得るを以て暫時借受けで一儲したる上直に之を返済すと云ふの便利あり斯く期限に束縛なきを以て巧みに之を運轉する者は能く之を利用して巨額の利益を得るを常とす加之幾何にても借主の都合に因て内拂を爲すも差支なきの便利ありとす紐育當座貸附の手續を示さんに依頼人は先づ支配人に面會し抵當品を示し

當座貸付の手續

て後入用の金額を申込みに在り支配人は副支配人又は之に次ぐ役員をして其抵當品の相場を調査せしめ申込みの金額の一二割以上なれば貸付を承諾するなり而して抵當品の相場を調査する爲めには日々株式取引所より諸證券の相場表を取寄せ之れと共に支配人の机邊には常に電信機備はりて時々刻々諸證券の相場の変動ある毎に直に報告し來る此に依りて抵當品目下の相場及び數日前よりの相場模様等を知りて調査の參考となすものなりさて愈々貸付くるとなれば抵當品の記名無記名等其他一應の検査を爲し記名ならば委任状を要求するものとす尤も大概の證券には裏面に委任状印刷しあるを以て之に所持人の姓名を記入し委任されたる人の姓名丈けを書せざるを常とす貸附金は支配人小切手にて渡すか又は依頼人の通帳に預金として記入するなり而して銀行の都合にて何時にても借主に返済を申込み時は轉申込みは其日の午後には返済し來り午後に申込み翌日午前に返済し來るを例とす

口錢を取り

米國にて盛んに當座貸附を爲す所には銀行に於て貸主の爲めに口錢を取り

他人の爲めに當座貸附を爲す

貸附を爲すもの故に此は固より澤山はばあられきも現に余が従事したる銀行には此類の貸附二口ありたり。一は一個人にて平素巨萬の預金を爲せり人にして其預金中若干額を限り銀行の見込預金抵當を取りて貸付を爲し其利子の一分を所儲と爲り受くるに在り。即ち利金の百分の一なりとす。但し利子割合三分及び三分以下となる時は其利金の百分の二を受くる約束なり。此外に地方の銀行より巨額の預金を受け之を前同様に貸付けて口儲を收めたるものあり。此方は元金を前の方より巨額なるを以て其儲は利金の五厘に定めたり。此の如き事は專ら仲買人の爲す事にして實は銀行の仲買人の爲す事にして見込預金の證書面は銀行を貸主となし別に銀行が仲買人の利子割合を定むるなり。其の支拂人の利子割合は前同様に定むるなり。而して第三節の割引の附屬を調査せしむるに於ては其利子の割合は割引の附屬の形に對し手形面の金額に對し拂出の利子を差引きて現金の如き形に對し手形の割引請求は手形の拂渡期日以前は現金

割引とは何ぞや

割引と貸附との區別

商業手形

商業手形は無抵當にて差支なき所以

を、取、扱、い、が、爲、り、故、に、銀、行、は、見、れ、ば、單、純、手、形、を、抵、當、と、し、て、一、時、貸、附、を、爲、す、に、異、な、り、然、し、前、に、説、明、し、た、る、普、通、の、所、謂、貸、附、と、異、な、る、點、は、如、何、に、在、り、か、其、の、點、は、割、引、と、差、引、か、つ、る、の、み、な、り、す。割、引、は、依、頼、人、は、必、ず、必、も、支、拂、人、に、對、し、然、る、に、貸、附、は、依、頼、人、即、ち、支、拂、人、と、同、一、人、に、對、し、す。是、れ、故、に、成、立、ち、た、る、債、權、は、割、引、の、債、權、と、異、な、る、債、權、と、爲、す。貸、附、は、新、に、債、權、を、創、設、す、る、の、な、り、故、に、此、等、を、以、て、割、引、と、貸、附、と、の、區、別、と、す。然、れ、に、此、の、期、日、に、至、り、此、債、權、者、が、支、拂、を、要、求、す、る、權、利、あ、る、點、に、至、り、た、ら、ば、兩、者、毫、も、異、な、る、と、な、り、す。是、れ、を、以、て、割、引、と、爲、し、手、形、は、專、ら、商、工、等、取、引、を、爲、し、た、る、結、果、と、し、て、相、互、の、間、に、振、出、は、る、債、權、の、形、に、之、を、俗、に、商、業、手、形、と、云、ふ。商、業、手、形、は、少、な、く、と、振、出、込、と、引、受、込、の、二、名、の、別、は、勿、論、此、外、に、責、任、ある、裏、書、讓、渡、法、ある、を、常、と、す、る、を、以、て、割、引、と、爲、し、た、る、債、權、者、は、三、人、の、連、帶、債、務、者、に、貸、附、を、爲、し、た、る、と、同、様、な、る、が、故、に、特、に、抵、當、を、取、り、さ、る、も、安、心、な、り、加、之、振、出、人、たる、甲、は、引、受、込、人、たる、乙、に、對、し、て、若、干、の、貨、物、を、六、十、日、の、期、限、を、以、て、賣、り、た、る、が、故、に、乙、宛、六、十、日、目、拂、の、手、形、を、振、出、し、乙、は、六、十、日、間、に、は、買、ひ、た、る、貨、物、を、過、半、賣、捌、き、て、手、形、の、支、拂、を、爲、し、得、る、と、す。

以て引受を爲すものなり然らば手形には特に抵當品を附せざれども其實手形の支拂に供する丈の抵當品に當るものは存在するなり此故に通例手形の割引は信用のみを依りて行はるゝものとす是れ割引は貸附よりも經濟上優等なる所以なり且つ又貸附は貨物の取引を爲す前に行はるれども割引は貨物の取引を爲したる後に行はる即ち資金を借りて而して後に貨物を賣買するもの是れ貸附なれども割引は貨物を賣買して而して後に振出されたる手形を以て資金を得るものなるが故に時間の上より見るも割引は貨物の取引を早くする効あり而して又貸附金は債務者に於て必ずしも之を生産事業に使用せざれども割引は既に取引したるものに向て融通を與ふるものなるが故に生産上の効驗比較的に確實なり茲に於てか方今歐米諸國に在ては割引大に行はれ片々たる手形は到る所の銀行に充滿するを見る然れども是れ信用の基礎鞏固なる實業界に於て確乎たる商工が眞實貨物の取引を爲したる結果として振出されたる手形に依るものとす唯一枚の紙片に向て巨額の金圓を支出すると危険の最も甚だしきものにして動もすれば俗に所謂空手

空手形とは何ぞや

擔保附の手形とは如何

擔保は割引の擔當者に優る所以

形(或は)通手形とも云ふに違はざるを以て如何なる手形に對しても割引を爲すに能はず所謂空手形とは其實貨物の取引を單に一時の融通の爲め引受を作つて振出したる手形にして其危険なるを銀行者の能く知る所なり故に若し此類の手形を割引せざれば抵當品を要す之を割引手形の擔保と云ふ茲に於てか割引にも亦擔保附と無擔保との二種ありとす其下は擔保附の割引は抵當貨に比して異なる所は利子を前に差引くとす債權者が再割引を求むる迄の二點に過ぎず畢竟依頼人支拂人等に向ひて信用を置き難き場合に生ずる割引なり而して此場合には多く約束手形にして振出人直に割引を依頼するものとす擔保を附するの無擔保に比して不便なるは紙幣貸が信用貸よりも劣ると云ふ般論更ら贅辯を要せず唯だ世間の信用濃薄は異なる間は是れを得ざるのみ日本現今の有様は此已むを得ざるの位置に在り故に今の割引を稱する中は多く擔保付を見るなり誠は儼然の至りに堪はず蓋し債權者の都合は云はば抵當貸を爲すよりは擔保付割引を爲すを便利とす其理由は(第一)利子を前に差引くが故に貸付の利子の如き毎月取立たる

手形の種類

銀行手形

手形の種類

手形は要せず(第三)拂期日に至りて支拂を爲さなければ直に破産宣告を命令す
 若し得ざるを以て貸付の如く期日延引するとなし又抵当品賣却代金不足の爲
 めに普通の訴訟を起す面倒なし(第三)擔保を附したる儘再割引を求むを得
 るが故に自己の資金不足なる時にも中央銀行に日歩三釐五厘を支拂ひて再
 割引を受附其資金を以て日歩三釐にて割引すれば五厘の益を得る也然るに
 賣付抵当品は抵当品を他に入れ借用證書を他に轉付するを得ず方今我國
 の銀行は此れを日本銀行の再割引を享くるもの甚だ多し故に銀行は向此抵當
 附賣付を求むれば多し擔保附割引を爲さざるを勸むるを常也す
 割引附る手形の内部は當所拂と他所拂との二種あり當所拂とは割引を爲す
 銀行の所在地に於て支拂を受けず形にして又他所拂とは他地方へ手形を
 送付し支拂を受けず形にして當所拂の形は取立費用僅かなれども他所
 拂の形は支拂隔の地方に於て支拂はる其諸は其取立費用少なきは以
 て此類の手形は割引の利子の割合は手形割の比にて取立費用を徴すは
 割手割の利子の割合は手形割の比にて取立費用を徴すは
 割手割の利子の割合は手形割の比にて取立費用を徴すは

手形の種類

手形の種類

の銀行は五期に區別せざるの少くからざるは他所の内は非常に違ふ
 其間然るに支拂の期日又爲替相場の高下も影響を及ぼす
 賣付場所によつて手数料を異にする方事の適當なるを謂ふべし其間
 銀利が割引の形は振出人受入等の性質は少く區別する時は製造家
 卸賣商は宛たる手形は卸賣商は宛たる手形は製造家
 宛たる手形は地代等に對し商業者以外の人宛たる手形及び空手形の五
 種あると此等諸種の内製造家より卸賣商は又卸賣商より製造家宛たる
 手形は實際貨物を賣渡すに對して振出たる原因なれば其貨物の賣上代金
 を以て手形を支拂ふの途儀はれぬが故に最も安全な手形は第一等の手形と謂
 はんを得べきに本賣商より消費者宛たる手形は支拂人即商家宛前
 る爲り取立方煩雜なれば若し少なき消費者なる時は信用薄く種々不都
 合の事あるを以て餘り割引すべきものにあらず次に地代等に對し商業家以
 外の宛宛たる手形は往來確實善良なる商のわれども卸賣商業以外の
 の派れば是れ懸念を翻すべきものにあらず次に空手形は前にも述べたる

空手形鑑別法

如く一時の融通を爲さねば爲め貨物を賣却せざるに賣却せたるが如く振
 出で振出たるものにて振出引費夫共に刷合なれば其危険なるは昔公迄
 かならず従て固より割引引付なきものにておらざるや説明を要せず其前注
 すべきは空手形鑑別するの法は是れなれば製造したる物を卸賣商に送
 第三手形振出方の順逆を見るに普通例なれば製造したる物を卸賣商に送
 卸賣商は之を小賣商に送るの順序なるを以て爲替手形は製造家より卸賣
 商に宛て振出せし卸賣商より小賣商に宛て振出すべき筈なり若し又約束
 手形なる時は亦賣商より卸賣商に支拂を約束し卸賣商より製造家に支拂を
 約束すべき筈なり然るに卸賣商より製造家に宛て振出したる爲替手形は
 製造家より是れ筋違にて卸賣商は製造家に物を賣るに順なれば是れ故
 斯る手形は實際貨物の取引なりしに卸賣商が一時の急を爲す爲めは
 製造家へ請ふて爲替手形を振出したるもの並に推測せざる可からず其他手形
 の關係は互に親戚又は主従なるが如き或は手形の關係は職業互に關係は
 空手形は其關係遠ざかる或は又同様の關係は並に同様の或は差違の關係

手形の類

善なる手形

なる金額の手形の割引を二回以上依頼する者の如き或は手形を振出して直
 に割引を依頼するもの、如き或は拂期限の非常に長きもの、如き皆空手形
 たるを認むるべし、以上は空手形たる所を鑑別すべし、其の参考を爲すも
 右の事情おれば必ずしも空手形なるとは断定し難し、且つ眞實の手形は
 し其處條以上列擧中の事情を有するものなれば、加て手形の振出方順な
 ること必ず空手形なるとは限られず、故に銀行割引を爲すには、手形の振
 出人引受人裏書譲渡人等を能く吟味するに必要なり、其の要領を列擧す
 手形の割引は頗る注意すべき事なるを以て銀行割引を爲す時は、花客は常に
 幾手形の預金を銀行に存在するもの、を以て第一等とせし、斯る如き手形
 は其割引せたる手形不渡となることあるを結局右預金は、幾分加辨償せし
 るを得ば、次に手形關係人の多きものは、是れ又可なり、されば、出入以
 の裏書譲渡人手形は、一切割引せざる銀行あり、何となれば手形の關係人少
 數のみに、其關係人の財産に、尚注意すべき、其勿論、出入、知、悉、之、也

掛夫
の裏書
手形譲渡

貸越の種類

抵付貸越
なるも借主
に便利なる
所以
貸越の種類

か。而して此期限以内には何時にても引出し得らるゝと共に何時返却するも債務者の自由に属す。若し此期限を過ぎて返却せざる時は違約となるなり。貸越たるも抵付と無抵付との二種あるも無抵付は唯だ一日二日僅少の金額の時行はるゝものにして都會にあつては殆んど之れなしと云ふも可なり。而して貸越に對する抵當を俗に振寢抵當と云ふ。蓋し貸越は極度の金額を約するが故に債務者は實際極度に借入れずとも常に極度に達する或はの抵當を預けるを以て平素抵當を債権者の庫中に寢かち置くに因るなり。右の如きは稀れなり。公債證券株式の類は其所持人の自宅にて藏するも銀行に預けるも便利の止。取於此差違なき事銀行の庫中に藏する方安全なるが如し。斯く安全なる出。此を抵當と爲し置けば預金なれば給も預金あるが如し。約定期間幾何の。にても随意に小切手を以て引出すを得るが故に頗る便利なりと謂ふべし。唯便利なるのみならず體裁も亦可なり。何となれば外觀上常に銀行に預金を

貸越の弊害

有し其殘額練々たるが如くなればなり。故に貸越の便利は普通の貸付の比にあらず。然れども謂て考ふれば此便利あるが爲めに又弊害なき能はず。何ぞや。曰く人をして投機之心を起さしむると是れなり。元來金融の便利と其に投機之心の勃興するは勢の免れざる所なれども貸越に至りては一層甚だし抑も人に投機心のあるは殆んど其常情なるを以て株式其他相場の變動常ならず巧みに買ひて巧みに賣らば少なからざる利益を得べしとは何人の考にも浮む所にして而かも之を買ふの資金は一々貸借の手續を爲さず随意貸越の法によりて借出すを得るに於ては投機を試みんとする情は最も生じ易かるべし。蓋し公債證券株式等には當時相當の利子配當附屬するものなれば眞實之を所有せんとする確實なる人々は只之を庫中に藏するを以て満足せざる可からず。然るに之を寢抵當として高き利子を支拂ひ以て資金を借入れんとするは是れ當時普通の利子及び配當に満足せず機に投じて一攫千金の利益を得んと欲するを自白せるものならずや。好し投機心を獎勵せざるも節儉の心を薄からしむる弊害しとせむ。何となれば自由に借入金引出すを得

パニック
クライシス

なり然れども世間にて恐慌と云ふ時は此意味を有するは勿論なれども金融逼迫の極に陥り困難の甚だしき時をも意味せり。英語にて所謂クライシスの意をも含むが如し。是れ少しく説明を要する點なり。唯我國の譯字のみならず英書の中にも往々兩者を混同するとあれども其實兩者の間に差違なきにあらず。パニックとは狼狽と云ふ如き姿にして驚くべき原因の有無に拘はらず俄かに驚きて周章でふためくとの義なり。暇ち某銀行の頭取が或日退行が遅しとか番頭の顔附が悪ろしとか云ふ類の事柄にて能く探索すれば別段危きものなきに銀行の景况危しなど、俄かに騒ぎ立つるが如き總て驚き騒ぐとを指すなり。此に於ては恐慌の譯字を下したるものならん。故に精密に言はゞ恐慌とはパニックの事に限ると知るべし。然るにクライシスとは此の恐慌の極途に甲は乙に迫り乙は丙を促し人々一時は現金を領收せんとして銀行の門前は人を以て山を爲し商估東西に狂奔して信用一時に壞れ金融大に逼迫し商店の危急困難實は甚だしき商况激變の場合を指すなり。故に唯原因の有無に拘はらず驚くのみにして止まず實際金融上に非常の逼迫困難を來すも

の如知るべし。古來有名なる實例にして之が爲めに豪商の閉店したるは皆此の多クイラスなり。されば吾々が實に困難を感ぜ商業社會に損害を興ふると甚だしきものは、クライシスの方なり。然れども一朝有名なる商店銀行等の破産時別は別に關係もなく且つ危きともなき部分の人々を騒ぎ立ちて預け金を引出し貸金を催促して益々金融の逼迫を加ふるとあり。又些々たる事はも世人の疑懼を惹起し終に前述の逼迫困難に陥ると往々之あるを以て「クライシス」を見て強ち不問に附すべきにあらず。寧ろ實際には「クライシス」と相去るを遠からず所謂「パニック」世人が恐慌と叫び「パニック」と唱ふるものは多く「クライシス」の意味なるが如し。而して余が茲に論ずる恐慌とは専ら「クライシス」の意を有するものなりとす。

第一節 恐慌の原因

太古草昧の世に在ては實物を以て實物に交換するのみなれども世運進歩するに従て貨幣を使用し尙ほ進歩するに及んで信用の途漸々發達し殊に商

業社會に於ては最も此信用を必要となす。即ち貨物を買入るゝも直に現金を支拂はず一月とか三月とか期限を定むるか又は別に期限を定めずして一時爲替手形其他信用の方法を以て融通し又其買入れたる者が他に賣込むにも同様の手續を爲す中には現金を以て賣買する者なきにあらざれども斯くては不自由にして取引の高も巨額に上らざるが故に商人相互の間は大概前述の如き方法にて信用を使用するものなり。唯貨物を賣買する商人のみならず銀行の如きも諸所より巨額の金圓を預り之を以て前述の手形を割引し或は貸附を爲す等一に信用に因りて事を爲すものとす。商人社會も此銀行の設けおるが爲め一層充分に利用し些少の現金を以て多額の物品を取引するを得て其便利實に莫大なり。此の如き便利あるが爲め商人の常として或貨物の市價騰貴するの見込あるか或は既に騰貴を始めて尙ほ漸々其度を進むの値ありと思はるゝが如き時には忽ち射利心を惹起し争ふて其貨物の仕入れを爲し而かも其代價の支拂は信用を以て一時融通を爲し置き豫算の如き高價は賣捌きたる代價にて之が支拂に充て以て非常の利益を得んと企つ

るものなり。而して此貨物を製造する者は縦令直に商人の手より現金を得難しと認る者銀行に於て其爲替手形を割引すれば之れにて現金を得るを以て注文に應じて續々製造すべし然れども熟らざる考ふる時は商人等悉く自己の現金を所有し之を以て支拂を爲すにはあらず。又其商人が他の商人は賣捌くはも同様信用を以てするが故に畢竟甲乙丙丁連鎖の狀を爲し甲は乙より支拂を得丙は支拂ひ丁は丙より支拂を得戊に支拂を爲すと云ふ有様は其彼れ是れ相關係する爲のなり。且つ又銀行の如きも其預り金を悉く確守するときは徒らに利子を損するを以て其幾分は他へ貸出さるを得ざるが故に其手許に備ふる現金は素より預り金の總額を支拂ふに足らず唯平素にあつては一時は銀行全體の預り金を引出すが如きことなきを以て別に不都合を見ざるのみ。左れば平生事なきの日に當りては銀行の便利を得て甲乙丙丁等の商人は互に織るが如き關係順序も圓滑に融通を爲すと雖も一時に此の負債の支拂を請求せらるゝ時は素より所有する現金の高よりも超過するを以て支拂は窮迫して遂に所謂恐慌の災に罹り果ては破産するものなきを得

恐慌は信用より起る

生産過度より恐慌起る

百四

末、要するに商人等にして皆其所有する現金を以て買出し信用行はれずして、切借を爲さざる時は恐慌なるものは起ることなかる可し故に信用の組織緻密なるに従て恐慌の災は廣且つ大となり之に反して信用の途發達せず、貸借の數少なき時に於ては恐慌の害は稀且つ小となる由是觀之恐慌は貨幣流通して貸借の方法簡便となり信用行はるゝの時に當り俄然其働きを止むるは起るゝの謂はざる可からず、然らば何故に金融一時に逼迫するに至るやと云ふに約言せば貨物の生産過度に在りては、即ち或る貨物の生産が恰かも適度よりも多くして之を消費するの力は過ぐる時に在りてす、例へば鐵の需用大に増加し隨て其市價も亦大に昂騰する時に於ては射利に機敏なる商人は争ふて製鐵業に従事して鐵の生産を増加し而かも其充分の支拂は現金を以てせしめて手形を發行して之に換ゆるか又は一時借金を爲して融通するを得るより一層生産を盛にし終には鐵の供給をして需用よりも多からしむるが如きは是れ恰かも恐慌の始らんとするの時に於て斯く供給多きは過ぐる時は需用供給の法則により到底市價の下落を見ざるを得ざるが故に鐵商等は一時に賣急きを爲し市價爲めに急層下落を來し最初市價の高き豫算を以て仕入れたるものは其目的全く外るゝに至る去りて仕入れの爲めに借りたる金員は勿論貨物を買入れし元方より宛てられたる手形等は皆元金を以て支拂はざる可からざるが故に、固より殘餘の鐵を以て之を代償する能はず、事此に至りては分時も早く現金を得んと欲し益々競賣するを以て市價愈々下落して而かも猶購買者を得る能はず、爲めに大なる損失を來し終には手形の支拂又は借金の返済を了ること能はずして破産すること少なからず、然るに商業社會の關係は前述の如く恰かも連鎖の狀を爲すを以て此の破産者の爲めに支拂を受くること能はざるより復た第三の破産者を生じ次で又た第三第四のものに及ぶを免れず、例へば甲銀行ありて乙丙等の鐵商人へ宛てたる手形を割引したるに其支拂期日に至りて前述の次第となり爲めに其支拂を受くること能はざれば甲銀行は諸方より預りたる金圓の支拂に差支へざるかとの疑念は一般預け主の胸中は浮み來り孰れも一時に預け金を引出さんとするは大情の免れ難き所

とす。左なきだに前述の如く現金の入用多き時は預け主は之を引出すこと多
 き折柄なるに銀行は幾分の準備金を所有するに過ぎざるを以て固より此の
 如き一時の要求は應じ難く況んや又的てにいたる乙丙等の支拂を得ること
 能はざるをや。好しや手形の振出人に係りて支拂を要求するとも是れ亦金員
 の逼迫に苦むの時にして容易に間に合ふことなく之が爲めには往々鎖店す
 るの已むを得ざるに至らざるもの少なし。銀行鎖店すれば之が預け主は其預
 け金を得る能はざるより負債も亦支拂ふこと叶はず。且つ平日諸銀行は互に
 貸借融通すること常なるが故に予銀行破産すれば之より支拂を受くること
 能はざる他の銀行も亦其れ支けの損害を被むり而かも此の如き事屢々生ず
 るときは一般世人をして他の銀行を迄危むに至らしめ陸續預け金を引出す
 等益々金融の逼迫を促かさしむるものあり。我邦に在ては先年小野組の破産
 したるが爲め一時に三井銀行の預金を引出したる事例にて知る可し。又
 又一時製鐵業の盛なるより石炭其他製鐵に必要なる物品の需用は勿論従て
 勞力者の需用増加したるより此等の者の消費する物品の需用も大に増加せ

巨額の流動
 資本一時に
 固定資本に
 化する場合
 に恐慌起る
 とあり

るを以て此等の物價も騰貴したるに一朝製鐵業の止むに至れば勞力者の職
 を失ふもの少からずとして製鐵以外の物品の需用も頓に減少するを見るや
 必せり。加之金融の圓滑を失するが如き時に當りては通常の取引も減少し且
 つ他物の市價をも下落するを以て是等の商人中にも損失を蒙りて支拂を爲
 すこと能はざる者亦少からざる可きが故に茲にも亦金融逼迫の一現象を呈
 出すべし。以上述べたる所は製鐵の如き産業上に就て論じたるものなるが其他一時に
 巨額の流動資本を固定資本と變せしめたる場合、即ち許多の鐵道を敷設する
 等の如き場合には一時に流動資本を減少して急速の回收を見ることなく之
 が爲めに從來此の流動資本に因り銀行の助けを以て運轉營業したる諸般の
 事業は俄かに資本の不足を感じ手形割引資金の貸付を求むれば銀行にても
 其資本中の多分を鐵道に廻はしたるを以て舊の如き割引貸付を爲すことな
 く割引貸付充分に行はれずんば融通の途大に塞がり爲めに恐慌の起ること
 なしとせ。且つ鐵道の如き區別に必要なき所又は單線にて充分なる可き所

本複線を敷設するが如きは競争を醸して運賃を引下げ従て豫定の利益を得
 る能はずして損失を來し之が爲めに株券大に下落し之を抵當に取り置きな
 る銀行は非常の損失を被ひり實際破産の境遇に接するものあり或は前述し
 たるが如く銀行其他此の鐵道に關係するもの、位置を危うするに至り其極
 終は恐慌を惹起すことなきに非らず最も鐵道資本にして流通資本より吸收
 せず徒らに秘藏し在りたる遊金を以て之に充て猶且の目下の急需に應じて
 起したるもの、如きは決して恐慌を惹起すことあらざる可し唯だ彼の鐵道
 敷設の多きは過ぐるが如きは全く生産過度と同一の結果に歸するものなり
 而かれども此場合に在ては他の貨物の如く容易に消し盡して其供給を減す
 ること能はざるを以て生産過度の災は永く及ぶものとす之を要するは貨物
 の供給消費力に超過して一時に賣急ぎを爲し市價俄かに下落し取引沈滞す
 るより恐慌起るものと謂ふ可し
 此又生産過度に至るものは固く人は射利の慾盛れるが爲めにして蓋し利に
 趨くは自然の性情に出づるものなれば之を止めんとするは甚だ難し唯だ

生産過度は
 射利心より
 來る

先見の明ありて結局恐慌の災あらざんことを認知し之が豫防を爲して仕入れ
 を制限し彼の當時の狂瀾に乗じて信用を濫用し以て奇利を博せんことを企
 かるの輩に倣ふことなきに於ては決して恐慌は起ることをおぼしむ可しと雖
 も去々此の如き商人は稀れに見る所にして滔々たるものは信用の便法
 あり銀行の助けあるが爲めに一攫千金の利に飽かんと欲して生産過度に至
 るものなり已に滔々たる商人にして此の如くれば假令二三の謹慎家實着家
 ありと雖も唯だ其一身に恐慌の害を來すこと少なきのみにして未だ全く恐
 慌を防ぐに足るものあらず且つ又た最初の程は一巨利を占めたるを見ても
 他業に従事するものも之れに轉じ諸所に於て同時に生産を爲すを以て不知
 不識の間に終に過度となるは往々にして見る所なり此の如きは固く投機者
 が幻術を逞うする好時機なることを信せしに因るものなるべければ此輩の
 企つる所も亦た固より鮮少にあらざる可く斯くして商人等互に仕入れの爲
 めに貨物の需用を増加するを以て益を其市價を高め且つ之が爲め勢力者の
 貸銀も騰貴し其懷中一時暖氣を生ずるを以て先見豫備の思慮に乏しき勢力

者は言ふ迄もなく其他商人の家族等皆悉く驕奢に傾き貨物の需用を増加し
 一時非常の好景氣を呈出するが故に信用寛大となり銀行も盛に割引貸付を
 爲して利益を圖る可し此等銀行者の中には結局は恐慌來る可しと思ふもの
 ある適當分の間は安全なるべし恐慌起る迄に充分不時の大利を占めんと
 必は割引貸付とも盛大に至るは必然のことにして且つ此時に當りて一立
 の銀行にして少しく謹慎なる状ある時は是等の銀行は商業社會の評判概し
 て悪しく皆他の銀行へ行きで盛に融通するを以て他の銀行は爲めは大に利
 益するの有機となるが故に各銀行とも争ふて割引貸付等を爲すものなり加
 之市場の光景此の如くなる時は商人等少しく狂氣の姿となり深く將來を慮
 るに遑あらず専ら目前の利益に汲々し假令平素謹慎の聞あるものに至る
 も亦此の如きを免れざるが故忽ちにして生産大に増加し終に過度の生産と
 化して前述の如き恐慌を生ずるに至るものなり以上述ぶる所は後節に於て
 歴史を説くに當りて明瞭なるべきも實に諸國の實例未だ此事を存せざるな
 し惟ふに人情利に趨くは古今東西同一轍なりと謂ふ可し唯だ信用充分開け

全體の生産
 過度よりし
 恐慌起るや

ず役機の心厚からざる所に在りては前述の如き事少く且つ其の範圍も極め
 て小なり英米等に在ては恐慌多くして且つ大なる所以は皆此に由るものな
 り。主來説く所の生産過度とは固として一の貨物に關するものにて則ち一部分の
 生産過度に止まれども恐慌なるものは亦全體の生産過度よりも起るものな
 り。否々の問題に關しては少しく議論なきを得ず抑も生産超過と云ふもの
 は交易上之れを消費する力即ち其需用に比して供給多きに過ぐるとの義な
 り然るに凡そ物を需用して交易せんには之を全うする丈の供給なかる可
 からば故は全體の上より見れば需用と云ひ供給と云ひ同一のものなるを以
 て全體の貨物皆な同様に生産を増加する時例へば供給二倍となれば需用即
 ち消費の力も亦た二倍となるものにして何れを超過すとも云ひ難し唯だ社
 會全體の貨物増加したるのみ斯くの如くなるを以て敢て貨物の價格に下落
 を來たすこともなく恐慌起らんとする能はざるなり故に恐慌の原因たる
 生産過度とは必らずや二三の特別なる貨物の生産のみ多きに過ぎたる場合

即ち一部の生産過度に在りて謂ふ可し。然れども此論たる貨幣未だ流通せず
 實物交換の場合が若くは貨幣の生産も他貨物と同一の割合に増加したる場
 合には可なれども方今の如く貨幣の使用廣大にして、買貸借等皆貨幣を以
 てする世に在ては一朝貨幣の流通額減少するときは一時貨物の需用を減じ
 融通の途を塞ぎ俄かに貨物の市價を下落せしむるに至る可し。例へば明治十
 六年頃の如き状況を呈し其減少にして急且の大なれば恐慌起ることなしと
 せ。何となれば商人等は皆手形の方法によりて仕入れを爲し或は又銀行よ
 り借入るゝと雖も是等は皆貨幣を負債とするものにして固き當時の相場を
 以て貨物を賣却すれば充分是等の支拂返済を爲すに餘あり、且又相當の利益
 ある筈なるに貨幣俄かに減少して融通の途塞がり市價大に下落し何れも目
 算外れ而かも支拂不可き金額は減少せざるを以て商人等争ふて貨物を賣ら
 んとするに、當時現金逼迫の際なれば之を買ふもの少なく爲めに支拂に差支
 るに至る故に戦争其他の爲めに貨幣外國へ流出するも多ければ之が爲
 めに國內國は恐慌起るものなり。夫の英國が佛國革命戦争の爲めに巨多の金額

通貨減少の
 爲め恐慌起
 るとあり

を輸送したるが爲めに金融逼迫を告げて恐慌を惹起したるが如き則ち是れ
 なり、又た紙幣の發行自由にして制限なく爲めに通貨の増加を來して物價を
 騰貴せしめ、又俄かに之を減少するが如きことあらば恐慌必らず發生す可し。
 尤も貨幣減少の度にして大ならざる時は少しく市場に影響を及ぼすに止ま
 り、恐慌を惹起すに至らざる可しと雖も其度急激にして且つ巨大なる場合
 には非常の恐慌を生ずるや必せり。今日の如く貨幣を以て貨物を買ふ世に在
 りては貨物の需用即ち消費力は貨幣にありとするも過言はあらず。然らば已
 りて需用の本たる貨幣にして減少するときは百千の貨物即ち供給は需用に比
 して是迄の割合より一時超過するに相違なかる可し。果して此時に際せば實
 に貨物全體の生産過度と云ふも敢て不可なからん。唯だ前に述べたるが如く
 生産の方より増加して超過したるにはあらざれども固き恐慌の原因たる生
 産過度とは他物との交易上是迄の如き割合を以てすること能はず。目算の價
 格より下落するの謂は外ならず。故に貨幣との交易の割合即ち市價下落する
 は尙ほ生産過度と同一なりと謂ふ可し。以上の如くなれば全體の生産過度も

亦た恐慌の原因となる場合なきに非らざるや明なり。次に二三の貨物を投機の爲めに殊更ら生産して過度となりたるに非らずし、悉く外國又は遠方へ賣出す所の貨物の如きは從來の状況によりて需用も賒定まり或は特別注文を受けたる爲めの貨物を生産したるに天變地異の爲め交通を遮断され隨て豫定の期日に賣捌きて現金の支拂を受くること能はざるが如き場合には、臨時現金の逼迫を告げ大に恐慌を惹起することなしとせず。此の如きは投機心を以て法外に生産を爲したるにあらざるも一時は實際の需用より供給多く或は外國の爲めに造りたるが如き物に至りても殆ど悉く需用なき姿に變じて生産過度と異なるなきに至る可し。此の外猶夥多の役員給料が俄かに減少し解職されたるものも亦た少なからざる時又は流行の變化の爲めに格段なる貨物の需用頓に減少して一時に市價を下落する等も此部に屬するなり。以上述べ來りたる所に據て恐慌を惹起すべき原因を大別すれば、第一射利心の爲め一部の生産過度となること、第二流動資本一時に固定資本となり又は

戦争の爲め
恐慌起ると
あり

貨幣俄かに減少すること、第三貨物の販路一時に塞り或は其需用俄かに減少したるとき、三種にして各其起りは異なる所なきに非らざるも實際に於ては生産の過度たることは同一なりとす。但た第一の場合には最も普通にして單純の理論より稱する所の眞の生産過度なりとす。且つ孰れの場合に於ても其の原因は、悉く輕少なるをきは恐慌起るに至らずして回復するものなるが故に如何なる場合にも此の三原因あらば必ず恐慌起るものなりとは斷言す可からず。終りに臨み猶他の原因に就きて一言する所なかる可からず。蓋し上來説きたる所のものは所謂商業的の恐慌と謂ふ可きものなるが此他生産過度の原因外に、亦た金融市場に波瀾恐慌を生ずることあり。例へば一朝戦争起りて國民が各地に逃避せんとするに當り其の最も便利の財資として携ふ所のものは現金に若くものなかる可も、銀行紙幣の如きは假令兌換の性質を有すと雖も固と一片の紙札は過ぎざれば決して現金其物と同一視すること能はず。左なきは戦争の際には銀行の地位たる頗る危険なるが故に苟くも債主たる

者は現金を懐くはしむ逃避せしむ欲するものは勿論或は未だ逃避するに至らざるものも雖も相率るて其紙幣の引換に將た其の預貯金の引出に現金を要求するに至る可きは古來各國の歴史に徴して明かなる所而かも銀行は此の如き其時の要求に向ては到所現金の支拂を全うすること能はざるに非らず矣獨り銀行のみは尙ほ個人間の貸借爲換手形の支拂等其力の及ぶ限りは現金の返却を促がし其應に盡すこと能はざるに至れば亦た破産するを免れざるに非らず或は又外國と開戦したるが爲めに政府巨額の軍用金を費せ而かも外國へ輸出するが故に紙幣を以て融通すること能はざる時に於て往時銀行の準備金を引出す亦爲めに忽ち債主の不安心を招き竟に前述の如き其時急激の要求を來すことあり其他盜難火災等の爲めに一二有力の銀行等尙ほ支拂に窮せしむることありば同じく恐慌起ることを謂ふ可からず凡そ是等のものは皆な非常の原因に基き來るの恐慌なれば前に述べたる生産過度の結果貨物の市價を下落して商業上の激變を生ぜしむるものも是れ差違の然れども是等非常の場合に於ても生産過度の恐慌を惹起すに至ることなし是れ謂ふ可からざるものあり即ち人々現金を收めたるを容易に貨物を買取ることなし是れ謂ふ可からざるものあり但此場合には恐慌の大本たる最初なる動機たる生産過度にありたるが故に是れ前者を趣を異にする點ありとす

恐慌の起るるに非らず

通貨の種類によりて恐慌起るるや否や

至ることなし是れ謂ふ可からざるものあり即ち人々現金を收めたるを容易に貨物を買取ることなし是れ謂ふ可からざるものあり但此場合には恐慌の大本たる最初なる動機たる生産過度にありたるが故に是れ前者を趣を異にする點ありとす
 此の恐慌は通貨の種類によりて起るものなるや否やを考ふるは右來の實例に徴するも紙幣必らずしも恐慌の原因なりと斷言す可からず蓋し正貨通用の時と雖も恐慌ある可ければなり故に貨幣の種類は必らずしも恐慌の原因を與ふるものにあらず前にも論せし如く恐慌なるものは重もに商業上生産過度となりたるはり俄かに市價に下落を生じ起るものにして通貨の如きは畢竟貨物の交易を媒介し價格の標準となるに過ぎざるものなれば通貨の俄かに減少して恐慌を惹起す場合は金紙を問はず均しく同一の結果を示すものなり金貨ならば俄かに減少するも物價に激變なき紙幣ならば激變あり是れ考ふるが如きは未だ通貨の何物たるを熟知せざるに座するのみ然れども紙幣の發行をして銀行の自由に放任して毫も之を制限せざる時は充

恐慌の結果
破産者を出
す

分の準備金なきにも拘らず之を發行して利子を得ることを圖り同時に投機者流が投機の具となりて濫發の弊起り投機を盛にして恐慌を大ならしむるの傾きなきに非らず是れ有名なる英蘭銀行の紙幣發行に制限を設けられたる所にして其詳細は茲に論せざれども要するに紙幣發行の自由なるときは恐慌の災を増進することなきにあらず然れども是れ唯だ紙幣發行の宜しきを得ざるの致す所にして之を以て直に紙幣は恐慌の原因なりとするは速断に失するものなりとす

第二節 恐慌の結果

恐慌の原因は前節に於て畧々之を述べたれば此は亦進流で其結果如何を説明せん一朝金融俄かに逼迫し一時に負債の返却を要求せらるゝ時は資本充分なきる投機者流は勿論平素信用太にして其實着家の稱あるものと雖も之に應ずる能はず是と同一く此等の者が他へ貸付けたる金員は亦直に返却を受くるも能はず止むを得ずして支拂に窮迫し終に破産に至るものなりとす

恐慌の結果
勞力者職を
失ふ

せず是れ恐慌の結果にして其害たるの一なり抑も信用を以て取引するは商業社會進歩の現象と謂ふ可く之が爲に大に資本の効驗を増し生産を獎勵するは曠々を要せず然れども若し所謂投機者流ありて信用を濫用し非常の激變を商業社會に及ぼし一時に金融を亂す時は假令此輩は充分負債に應ずるの力を有するも一朝俄かに現金を爲すこと能はざれば遂に破産するの不幸に至るの外なかる可し而して其破産の原因たる毫も此輩自身より出づるの罪にあらず左ればとて平生全く貸借を爲さずとすれば此輩は信用の使用すべきものあるを見ながら之を用ひずして爲めに社會の進歩を期することなきに至らん

次に又恐慌起るときは俄かに貨物の需用を減するを以て之を生産する所の勞力者の需用者も亦た減少するが故に勞力者の職を失ふて生計に苦しむもの少じとせざる可し是れ恐慌の結果にして其害たるの一なり多くの勞力者中には或は高等の地位に立ち相應の資力あるもの無きに非らざれども所謂職工等の如きは大抵日給の賃銀を以て妻子を養ふものなれば一朝職を失

知るときは疑しや些少の時蓄ありとも其困難は固より少なからず而して事已
 に此に至らば職工等は互に賃銀を引下ぐるが故に其競争の結果は假令職
 工に難れざるものも強類の困難を感せしむる可し且つ又職業の如何により他
 に轉じて其勢力者と競争すること能はざる事情あるもの、如きは殊に甚だ
 しいものありや必然なりとす

恐慌の結果
 經濟上に莫
 大の損失を
 與ふ

恐慌一度起れば其影響諸方に波及し貨物の需用減少するを以て投機の爲め
 に敢て生産の増加を爲さしめたるものに非らざるも猶ほ爲めに販路を減じ
 て徒らに倉庫中に蓄積さるゝが故に貨物の性質に由りては大に其の用を損
 し幾分の勢力資本は無益となるに至ることあり例へば勢力者が消費したる
 肉類の如き一朝恐慌の爲めに勢力者の境遇困難に陥る時は是れまで毎日肉
 食し來りたるものも今は之を減じ若しくは全く廢止するが故に俄かに其需
 用を減少するが如きの類なり更に貨物の幾分をして無益ならしむるのみな
 り諸機械の如きも俄かに生産の需用の減少すると共に不用に屬して運轉
 を中止し反て破損を生ずるに至らば到底社會の爲めは大損失たるを免かれ

恐慌の結果

す且つ又半成の事業の如き恐慌に遭遇して資本の逼迫を告げ爲めに完成せ
 しむる能はずして中絶することなきに非らず彼の着實なる會社等が一時の
 急に因りて破産するが如きに至りては唯だ幾分の有形資本を失ふのみなら
 ず折角是迄整然圓滑に運轉し來りたる無形の組織方法をも亂し社會の人々
 が之が爲めに大に便利を欠き一國の生産上甚だしき損害を來たすものと謂
 はざるを得ず然り而して以上舉げたるは自ら恐慌を惹起したるにあらざり
 て其影響を被むるものなれども其恐慌の發起人とも稱す可き投機者流
 が漫りに生産を増加したるが爲めに終に供給過度となりたる貨物の幾分は
 無用に屬し且つ之を生産する機械製造所等の損失に歸するものは是れ自ら
 招くの災なれども其類頗る多くして經濟上に大損失を與ふること、是れ恐慌
 の結果にして其害たるの三なり

財政の點より考ふるに恐慌の爲めに貨物の取引沈滞し閉店破産するもの相
 續で起るときは俄かに政府の收入を減少するの憂あり是れ亦恐慌の結果に
 して其害たるの四なり抑も間税の如きは生産者より徴收するに似たりと雖

恐慌の結果
 政府の收入
 を減ず

私立銀行以前には通貨多きに過ぎて利子の低落したるより一時其所有の
 金圓對貸出たたる後なりしが故に容易に商人の要求に應ずること能はず違
 便幾多商家の閉店する者ありを見るに至れば是れより恐慌は一般に及び地
 方諸大銀行閉鎖し次は倫敦の三三銀行も其影響を受け倒産し終に千八
 百三十五年に至りて恐慌は極點に達し支拂を止めたる銀行は七十の多きは
 及ぶと云ふ程も此の恐慌たる程千八百廿四年頃よりして地方銀
 行及び其他の甚な漫ゆる紙幣増發も確乎たる見込なき投機事業に低利を
 以て貸出し信用の甚な寬は過ぎたるより大に投機を奨励せたるに基きと雖
 亦審加其原因を究むれば第壹商業の擴張を失ひたると第貳地方銀行
 及英蘭銀行の紙幣發行多きに過ぎたるを第參私約の手形及び信用の取
 引非常に許多なりしこと(第四)外債の貸出及び外國の鑛山事業に支出したる
 金額頗る多きこと等是れなり
 次は千八百廿六年の恐慌は合本銀行の紙幣發行多きに過ぐるより起りし
 ものなり是れより先きエングランド及びウエストルズに於ては六名以上組合

千八百廿六年
 年の恐慌

千八百廿六年
 年の恐慌

の銀行を設立するを禁止したる舊法を廢したるより合本銀行の設立は急ち
 増加し舊法實施中には其數三十四行は過當發行せしもの一千八百廿五年即ち
 恐慌の起り前年の十二月には亦十行となし愈々千八百三十六年に至りて
 亦百三行の多きに及び而かも其の四分の三は紙幣發行の銀行なり而して是
 等諸銀行の支店を加ふるときは實に二百行に達したる此の如く増加したる
 銀行は溢り其紙幣を發行し以て利益を占めんとす然るに忽ち紙幣の過發
 となし爲め是太に投機を奨励し千八百廿六年四月より正金の流出する事
 と實に驚異な事なり以て英蘭銀行は制止の手段を取りて之を止めんとす是を勉
 めたり斯れして倫敦の銀行は其紙幣の發行を止めたるも地方の銀行は尚ほ
 續々として發行したりしが倫敦に於ける諸銀行が紙幣の發行を止めたるよ
 り其影響全國に渡り何となく信用減失したるを以て地方銀行各向て現金
 の支拂を要求するもの増加したる是に於て救を英蘭銀行に求めて同行より
 現金を收集し此非常の用に供しなむしが愛蘭蘭の産業合本銀行は關十五箇
 の支店を有するにも拘はらず其支拂を止め閉店したり是れ當今恐慌の初

れは、未だ明瞭に至らば其の困難察するに餘りあるを以て英國政府は終に其前例に随ひて銀行條例の停止を爲したり是れ英國銀行條例停止の第三回に對し、畢竟するに當年の恐慌は有限責任條例の爲めに僅りに會社を設置したるもの之が最大原因なりと謂ふ可し。

第五章 銀行支店の得失

支店制の利益の容易

銀行が其業務を管するに方、支店を設くるは果して利益なりや否や其利害得失に就ては聊か越は説明せざるを得ず、學說上先づ支店の便利を擧ぐれば左の如し、八百六十四年、中州の支店を設くるに於て、銀行の便利を擧ぐるに、(第一)獨立の銀行を新設するに比し、地方に於て銀行の便利を擧ぐるに、(第二)夫れ人々漸く増加し、商工業漸次繁劇を加ふる所に在ては、擧引に貨物は遠金は預金は所謂銀行の必要を感ずる事自然の成行なり、然れども新殖民地の如き新開港場の如き未だ多年土着の人土少なき所に在りては、巨萬の資金を擧げ、尙ほ獨立の銀行を設立するの力なきを如何せん、去りて其

信用の多大

資本を他所に募らんとするも事情充分に通せざる遠方の事として應募者少きや必せり、然るに本國又は都府に於て既に開業せる一大銀行にして行員を派遣し能く土地の状況を觀察せしめ適當なりと認めれば本店資本の幾分を割るか或は本店の名義を以て新株を募集するが便宜の方法に依りて支店を設置せば、本店の信用により獨立銀行を設立するよりも資本少くして盛んに取引することを得べし、(第三)假令獨立の銀行を設立するの地方にても既に成立したる銀行の支店を設立するは比較上容易にして且つ其信用太なりとす、抑も創業の容易ならざるは言ふ迄もなく殊に巨額の資金を要する銀行設立の如きは一層困難なるものなり、新設の銀行なる時は或は失敗するやも知れず、或は中絶するやも測られざるが故に其株の募集には容易に應ずるものに非らず、況んや新設事業に失敗の實例多き時に於ては更に困難を感ずるものあるを、之に反して既に成立したる銀行なれば從來の營業利益明かにして且つ取引の景況も知れるが故に假しや支店に對する或はの新株を募集するも之に應ずる者多か

するべき大底は從來の株主中にて應募するものなり又急ぎ設立したる時は於
 ても支店は獨立の新銀行より信用大なるを常とす何となれば支店は獨立の
 銀行に比し資本多ければなり獨立の新銀行は其銀行の資本をばげなれども
 支店の資本は支店だけの資本の外に本店の資本も亦支店の資本として盡す
 べきの義務をばばなり例へば支店に於て預金支拂準備の不足せる時は本店
 に於て之れを填補せざる可からざるが如し且つ本店の資本は常に本店の株
 金積立金のみにならず本店年來の得意をば包含するものにて此の得意なるも
 のあるが爲めに預金も多量に從て其預金にて一時支店の急を救ふことを得る
 なり歐洲にては商賈資産の中に此の得意を金額に積りて記入せるもの少な
 かりし本國の商賈は其獨立の銀行に於て預金も亦多量に積りて其急を救ふ
 第三支店に於て事急なるときは本店より送金して之を救ふと共に本店も亦
 支店の金に以て一時の防壁の利益をば得んとす唯は互に事の急を救助するの
 みにならず本店の利益も亦支店の利益の所と金融緩急の時機正に相反するが若
 しくは少くも相異なるがときは一方は於て遊金あれば之を金融忙はしき他方へ

危急の救済

送り互に相融通するを以て本店支店共に金員を遊ばしむることなく極めて
 便利なる場のを謂はざる可からず尤も獨立の銀行にて其他銀行と貸借の方
 法を以て之を爲せば能はざるにあらざれば本支店間の如く自由な融通する
 を能はば此點は明現れば支店は其資本名目上獨立の銀行と同一に之を利
 用貸付等は獨立の銀行より多くなすを得るなり但し此融通を容易になさ
 ばは本店の地方と支店の地方との間に爲替の便充分なるを要す我國今日
 の如き状態にては支店に餘益あるがも之を本店に送るには現金輸送の外
 途なしと云ふ場合少なからず是れ支店のある地方に物産の種類少なく其賣
 出の季節一定するに由るものなりと雖も一には小切手を使用すること及び
 之を送金爲換に代用するを未だ治ねかざるが故なり去れど兎に角支店
 は其本店及び他の兄弟支店と共に相携へて營業するを以て何れに於てか填め
 合せを爲し其融通の自由なること固はり獨立の小銀行の比にあらず
 第四支店は本店を後援と爲し融通自在なるは華客に對する諸手数料爲替
 歩合等並に獨立の銀行に比し安きを得るなり殊に取立爲替等の如

手数料の低

本店の衰微
を感はんとす

競争を欠く

責任輕重人なり故に動もすれは支店には不都合の事出来易きものなり之を以て支店の支配人其支店の存在する地方の有力名譽家を推すと得策にして斯等其れ其地所の信用持層厚く當人も亦身分責任の大なるを思ふが故に不都合なかる所也然れども斯かる人物は支店の支配人となるを以て其流するもの榮華も去れば已むを得ず本店に於て相當認めたる人物派出せざるの外な也然るに支店には頭取なく又通例取締もなく從て傍らに在りて常は支配人を監督するものなし是れ支店の不安なる點にして獨立銀行は費用多しと其榮華なるとは似て新設銀行にして未だ本店の整理附かざる中其親密に支店を設置する所如きは早計也謂はざる可からず

(第四)支店の増加して獨立銀行少なき時は數の上は強も勢ひ競争を欠くに至り即ち數多の支店は元來一體なるが故に此間其競争行はるゝと故に所謂同盟專擅の弊生ぜざるを保し難し凡そ競争は多少弊なきに非ざる所也其弊客の取扱方其他世人の便利を計るの點に至りては偉大の効あるものなり世間若し競争なきは此二有力者の獨斷占る所となりて多數の人々は

本店の衰微
を感はんとす

本店の衰微
を感はんとす

不便を感ずるに至る可し去れば若し到る所一二大銀行の支店のみとならば商工の輩一度其銀行の機嫌を損せば容易に他の銀行に赴て融通するの便なきを以て大に困難を感ずるに至らざれば一方は此弱點に突込み益々偉大の所業を爲すや計られず斯くの如くんば到底商工業を補助發達せしむること能はざるなり好しや一二大銀行の支店のみの世とならずとも元來支店は往々本店を脊に着て彼の獨立銀行に比し華客の取扱其他の點に於て不充分なるの感なきにあらず

(第五)支店は本店の衰微を感はんとすは爲めに設置せざることなきにあらず一地方に於て少しく評判宜しからざる者も遠き他の地方へ行くときは信用を博することあり故を以て或地方の銀行にして營業思はしからざる時は景氣を添ふんが爲めに他の地方に支店を設置して預金を集め之を本店の融通に供すること前に所謂金策的銀行無抵當安利金借的銀行の所業と大差なし或は之が爲めに本店の都合も直り少し少しく評判を回復するの効ある可しと雖も期る窮策を講ずるは多きは終に失敗するを恐かれず

おらる北米合衆國に於ては元來法律を以て之を許さざりしが爲めなれども何故に斯かる法律を設けたるかと云ふに素と同國は獨立の諸州相合して一共和國を作れるも強なるが故に一州に在りて他州の營業を妨ぐるが如きは最も州民の喜ばざる所なり従て一市に在りて他市の管内に競争を試むるが如きも亦獨立合同の本旨に悖るものとす即ち予が先きに述べたる文明の進度資力の如何とは理由を異にして全く特別の事情あるものなり左れば合衆國全體の法律の下に設立せる國立銀行にても其營業は本店所在地に限りて之を爲すものと定め諸所に支店を設けて他所の利益を吸取せんとするを許さざるなり斯く支店を設置するを得ざるが故に取立爲換等の爲めには諸所の銀行を「マルド」(Mald)として互に取引するものとす之に反して英國は國古く富多く取引亦太なるが故に英蘭銀行を初めとして合資の銀行は皆巨額の株金と積立金とを有し従て信用も厚く預り金も多く盛んに巨額の取引を爲すを以て小資本の私立銀行は之と競争すること難し况んや新に設立する小私立銀行は於て之を以て從來の小私立銀行は合併して一大合

銀行紙幣の性質

資銀行となりて是迄の店は支店となすの策を採り又新に銀行を設立するに或資本多き一大合資銀行の支店として打て出づれば初めより信用を得ると安きが故に多くは此の法に依れり是れ則ち英國國勢の然らしむるものとす

第六章 銀行紙幣及發行法

銀行紙幣は其性質約束手形と同しく一種の信約に外ならず故に銀行は此の紙幣を發行するは則ち之を一方に借りて一方に貸し貸者借者の媒介を爲すものと毫も異なる所なし即ち之を他人に貸附するや其人に對しては貸主なるも世間に於て之を受授する人は取も直さず銀行に對する貸主なり彼の貨幣論に於て説く所の紙幣は一國の通貨を代表するものなるを以て代表貨幣を稱して法貨の資格を有すれども銀行紙幣は學理上一種の約束手形に外ならず然れども政府に於て之を法貨と爲す時は自ら別問題と知る可也銀行紙幣の性質たる斯く明瞭にして又一點の疑なきが如しと難も之が發行の事に就ては從來種々の議論あり殆ん終歸着する所を知らざりし程なり即

銀行紙幣に
對する兩主
義

事甲、銀行主義を稱し、銀行紙幣の發行に對し、政府は之を放任す可しと
稱す。乙、通貨主義を云ひ、銀行より紙幣を發行するに就ては、政府は直し
之に干渉す可しと云ふは、在り、通貨論者は曰く、紙幣を發行することは銀行
の専業にあらざれば、元と通貨を發行するの特權は獨り政府に屬するものにして
彼の銀行の如きは單に通貨を貸借する丈けに止まる筈なり、故に若し政府が
己れの特權を割いて銀行に紙幣發行を許容するときは、須からず干渉せざる
べからざるなりと。蓋し論者は銀行紙幣を以て直に通貨と認め、約束手形と
見做さざるが如く、又單に其外形を見て其性質を精査せざるもの、如し、通貨
論者及國々、社會の通貨を供給するは政府の特權なり、故に若し此特權を
割いて銀行に許容する以上は多少の干渉を施すこと固より當然なりと。銀行
論者は之を駁して曰く、假りに銀行紙幣を以て純然たる通貨となし、而して通
貨を供給することは政府の特權なりとするも、銀行紙幣發行に就て政府が之
に干渉することを奔走して害あらば宜しく之を放任す可く、之に反して政府が之
を放任することにして害あらば宜しく之に干渉すべきのみ、豈に又た通貨供

對實
論者論

銀行紙幣發
行高自然的
制限説

給が政府の特權なるを否とを問ふを要せんや、況んや紙幣發行は銀行正當の
營業に於て否やと。次に又通貨論者は曰く、銀行紙幣の發行を放任すると
は無制限に増發せられて物價騰貴し、從て投機を獎勵して其極恐慄を惹起
するなり、銀行論者は之に答へて曰く、銀行紙幣は自然の制限を被むるが故
に決して無制限に發行せらるるものにあらず、而して其制限とは第一社會の
需用に限らるるなり、是れなり、蓋し銀行は妄りに其紙幣を社會に流通せしむ
資用とに汲々たるものにあらず、確實なる抵當を取りて貸出し又は善良なる
手形を割引するを以て之を發行するものにて、而して其割引貸金は他日利息
と共に元本に拂ひ返さるるを欲するものなり、且つ又公衆が銀行に貸出しを
要するるとあるも固に限らるるが故に紙幣は社會の必要を過ぎては過發せ
らるるものにあらず、即ち一方に於ては公衆の需用に依りて限られ、他の方に於
ては銀行者自身の利益を保護せんとする希望に依りて制限せらるる、と謂ふ可し
第二に銀行紙幣が要求する金銀に交換せらるることは一層有力なる制限な
るを、銀行紙幣發行に於て時過度の際幣を社會に出たことを得たりとするも

其紙幣は到底永く社會に維持せらるゝものにあらず。何となれば紙幣流通の
 多寡は銀行自ら之を左右するを能はずして全く公衆に屬するが故に社會
 公衆に於て過多の紙幣を要せざれば之を銀行へ携帶して金銀に引換るを以
 て紙幣は自然銀行に戻るものなり。而して又紙幣は何時交換の要求に逢ふや
 も圖るべからざるを以て必ず多少の準備金を要するが故に若し準備金少
 き時は銀行は紙幣を發行せんとするも意の如くならざるなり。第三手形交換
 の法には、他銀行の爲めに發行を制限せらるゝものなり。即ち銀行は紙幣を
 貸出せば利息を得るが故に、銀行は他銀行の紙幣を通貨市場より驅逐して
 自己の紙幣を流通せしめんと欲するを以て他銀行の紙幣を受取るにあれば
 再び之を社會に出さず便宜の爲め一週一回若しくは三三回各銀行一所に集
 會して其紙幣を互に交換するを常とす。故に假令過發せんと欲するも忽ち他
 の銀行との交換にて再び己れの手に戻るものなり。第四社會が要するだけの
 紙幣は固く流通すること疑なきも其必要以外の紙幣は之を使用するの途
 なき。遂は所持者は銀行に預け入るゝに至るべし。而して此の預金の場合に於

行高自強
 銀行強弱

ても紙幣は同じく通貨社會を退くものなり。以上四方の理由あるを以て特別
 の事情あるに非らざれば銀行紙幣は容易に社會の需用を起へて過發するこ
 となし。隨て物價の騰貴を來すの憂なく、投機心を獎勵せしむるの恐れなく、恐
 慌又起らざるなり。是れ銀行論者即ち政府が銀行紙幣發行に干渉すべから
 ざるの說を唱發する者の主張する所なり。

上來述ぶる所は則ち銀行紙幣發行に關する議論なれども干渉論者中に又種
 々の說あり。三の銀行にのみ紙幣發行の特權を與へて他の銀行には一切約
 束手形の發行を禁せざるが如きもの其一なり。而して此事たる實際英米
 獨佛等に於て行はれ、紙幣發行の特權は擧げて之を一二の銀行にのみ許容せ
 る。反對論者は之を難して曰く紙幣發行の特權を以て一二の銀行に附與する
 べきは他の銀行は之と競争すること能はざるを以て遂に之をして銀行業の
 獨占に至らむるの恐れあり。國經濟社會の爲めに不利なりと蓋し學理上よ
 之を論ずれば銀行紙幣は約束手形にして其性質他の小切手、振出手形、爲換
 手形等を殆く異ならざれども其廣く社會に流通する點に於て固より同日

紙幣發行權
 を一二の銀
 行にのみ許
 すべしとの
 說、其の
 論者曰く

の謙抑を以て實際通貨として取扱はれ政府鑄造の貨幣と同一視せらるるに
 至るを以て容易に放任論を呈認すること能はざるなり然れども單に學說と
 しては所謂銀行論者の放任論は理由なきに非らず只だ事の實際は放任論者
 の説の如く來らざるのみ
 現今歐米各國中銀行紙幣に對して政府を放任に採るものとはなく大抵は
 之種々の干渉を施し且の概ね一二の銀行にのみ發行を許容せり蓋し
 各國政府が斯く干渉政略を施す所以のものは銀行紙幣に法貨たるの効力を
 附與爲る爲めに出づるもの多し則ち政府が此紙幣を以て法貨と爲し強て人
 民間に受授せしむるが故に政府も亦此紙幣に就て責任を有するに至り從て
 干渉せざるを得ざるに至りたるものなり兎に角各國政府が銀行紙幣の發行
 干渉せざるを得ざるの制限を加ふるは今日の事實なるが故に此特權銀行が紙幣を
 發行す方法に就て研究せざる可からず請ふ進んで之を述べん
 政府は且一紙幣發行の特權を一二の銀行に附與し且其發行の紙幣に
 法貨同様の効力を附與する時は政府は勉めて其紙幣交換の確實なるを圖

歐米各國の
 銀行紙幣に
 對する政略
 一、二の點
 一、二の點
 一、二の點

銀行紙幣の
 要義

總額準備法

後附非論者

る。言。可。知。也。何。と。な。ら。ば。此。紙。幣。の。交。換。に。し。て。確。實。な。ら。ず。人。民。よ。り。正。貨。と
 引。換。を。要。求。し。た。る。時。銀。行。亦。も。之。を。支。拂。ふ。と。能。は。さ。る。に。於。て。は。人。民。は。非
 常。な。損。失。を。被。り。社。會。を。擧。げ。て。不。換。紙。幣。の。弊。害。に。沈。淪。せ。し。む。る。に
 至。り。故。に。銀。行。紙。幣。の。第。一。要。義。は。實。に。交。換。の。確。實。に。在。り。と。謂。は。さ。る。可。か。ら。ず
 然。ら。ば。如。何。な。る。方。法。を。以。て。發。行。せ。ば。果。して。交。換。の。確。實。を。期。し。得。べ。し。乎。是。れ
 蓋。し。未。切。な。る。開。題。也。此。方。法。に。關。し。て。古。來。種。々。の。説。も。あ。り。た。れ。ど。も。シ。テ。チ
 ン。ズ。氏。は。十。四。種。に。分。類。し。たり。乞。ふ。之。を。左。に。説。明。せ。ん
 (第。一。種。) 總。額。備。法。此。法。は。紙。幣。の。發。行。高。と。同。額。の。金。銀。を。準。備。せ。し。む。る。もの。な
 り。此。法。に。依。り。發。行。し。た。る。紙。幣。は。眞。正。な。る。代。表。貨。幣。たる。の。意。義。を。表。明。し。併
 せて。紙。幣。交。換。の。確。實。な。る。こと。を。致。す。と。雖。も。元。來。此。方。法。は。無。利。息。の。通。貨。を。社
 會。に。供。給。す。る。こと。能。は。さ。る。を。以。て。利。益。少。し。と。す。即。ち。紙。幣。は。利。息。を。節。し。て。價
 値。を。通。貨。を。供。給。す。ること。第。二。の。効。用。な。る。に。其。發。行。す。る。紙。幣。と。同。額。の。金。銀。を
 準。備。す。る。に。於。て。は。毫。も。此。利。益。を。取。む。ること。能。は。さ。る。なり。故。に。方。今。は。何。れ
 の。國。と。雖。も。此。方。法。を。採。用。す。る。もの。なき。なり。但。だ。往。時。に。在。り。て。人。智。未。だ。發。達

に制限ある時は、盛に貸出して、小銀行を救ふを得ず、其倒産を傍觀して、愈々益々恐慌をして、激烈ならむのみ、且つ恐慌なるものは、獨り紙幣増發より起るのみならずして、其原因は種々なるものなり、單に紙幣發行を制限したりとて決して恐慌を未發に防ぐこと能はず、現に英國に於ては紙幣發行高に制限ありと雖も、尚ほ屢々恐慌起るのみならず却て同制限を一時中止して、英國銀行に紙幣を増發せしめ、以て恐慌を救濟せりと云ふ、要するに發行最高額制限法は金融社會の危急に際する毎に銀行者が隨機應變の働きを爲すこと能はざる方法にして、未だ以て策の得たるものに非ざるなり。

第六條 伸縮發行法 此方法は、豫め紙幣の發行高を一定し置くも、若し通貨の需要急にして、定額以外の發行を要する時は、其の發行者に對して、相當の義務を負はしむるものとす、是れ獨逸に於て始めて實行せし方法にて、則ち同國にては定額外の紙幣を發行せんと欲せば、其發行高に對して五分の税を納めざる可からず、我が日本銀行に於けるも、全く此方法に準ふものにして、八千五百萬圓迄は正貨の準備なくとも紙幣を發行することを得るとなし、其以上に

伸縮發行法

伸縮發行法

證券準備法

至るときは超過額に對して五分の租税を納めざるを得ず、蓋し此方法の善良なる所以は平時紙幣發行額に制限あるを以て、増發の虞なく、若し又甚しき必要に接せし時は、租税を納むれば、其定額以上を發行することを得るに在るなり、此故に金融非常に逼迫して、恐慌將に起らんとする場合には、極めて便宜の方法なりと謂ふ可也、但た注意を要すべきことは、其紙幣超過高に課税するは、固と増發を防ぐに存するものなれば、其税率は普通の利子歩合よりも少しく、高かる可きこと、是なり、要するに此方法は金融の緩急に應じて紙幣發行高を伸縮せしむるを得るが故に、伸縮發行法の名ある所以にして、又頗る巧妙なる方法なりとす。

第七條 證券準備法 此方法は、政府の負債に係る證券を準備保證として、紙幣の發行をなすものなり、銀行が政府の公債證券、大藏省證券等を買入れて、紙幣の保證となし、萬一銀行が破産する時には、此證券を賣却して、紙幣を引換るものとす、然れども、此の方法の欠點とする所は、銀行が取付に遇ひたる時、此證券を賣却して、金錢を得るの困難なること、是なり、蓋し紙幣引換の請求あるときは

通商金融逼迫して正貨の不足せる時なるが故に銀行が速かに證券を賣却せ
 るも容易に之を買取るものもなかる可く、概してこれありとするも極めて
 廉價にて手離さるを得ざる可し、されば證券類は平生便益多きものなれど
 其性質到底紙幣の準備と爲すに適せざるなり、尤も此方法を單用せずして
 他の方法と併用するときには前述の欠點をば補給することなきに非らず、現に
 此の折衷的方法を採用する邦國も少からず、英國の如き將た我が邦の如きも
 の則ち亦た然りとす。

(第八) 不動産準備法。此方法は土地家屋其他の不動産を以て紙幣の準備とな
 すに在り、千七百年の頃ジョン・ヤムの始めて發明せし所にして一名「主業
 法」とも言へり、而して佛國革命時代に發行したる「アシニア」と稱する紙幣の如き
 は則ち是れなり、抑も此紙幣は寺院より沒收したる土地を抵當として發行せ
 る者あるが、固と此不動産準備の方法たる確實にして稍々便利なるが如しと
 雖も金融逼迫の時に際しては其土地を賣却して取付に應せんとするも容易
 に買手なく、且地價の下落するは勿論急遽の場合に適せざるものとす。

不動産準備法

外國爲換法

(第九) 外國爲換法。此方法は外國爲換我れに順なる間は紙幣を發行し、若し一
 朝不利なる場合には之が發行を減少するものなり、換言すれば金銀の國內に
 流入する間は紙幣を發行し之に反して金銀外國に流出する時は之が發行を
 並むるものとす、其理由とする所は一國の通貨は獨り外國爲換の順逆を以て
 整理し得可きものとなし、即ち金銀が國內に流入し來る時は敢て銀行に取付
 を爲す者あらざるも其流出するときには必らず取付けらるゝを以て若し紙幣
 を發行するに於ては其發行したる丈は直に取付けらるゝのみならず延て恐
 慌を惹起すならんを云ふに在り、蓋し此方法の不可なるは前に屢々述べたる
 と同く理由にて爲替の不利なる時を多くの紙幣を要する時にて斯る場合
 に小銀行は最も困難するものなるを以て大銀行は紙幣を發行して小銀行を
 救済せざる可からざるなり、然るに本法の如くんば此危急に應ずること能は
 ざして却て益々反對の結果を來たすものと謂ふ可し。

(第十) 自由發行法。此方法は準備金も紙幣發行高も全く銀行の自由に一任し
 て毫も制限せざるに在り、即ち銀行は其發行したる紙幣を交換するの義務を

自由發行法

るは勿論なりと雖も其義務を盡さざるも政府は一切之に關係せざるが故に固より完全の方法と謂ふ可からず蓋し政府が一二の銀行に紙幣發行の特權を付與する以上は其紙幣に法貨の効力を與ふること方今の状態なれば此法貨たる紙幣に對しては政府たるもの充分其責任を負はざる可からず縱令假りに法貨たるの効力を與へざるとするも紙幣發行の特權を一二の銀行に附與する以上は其紙幣の始末を處理せざる可からざるなり然らば則ち政府が責任を有する紙幣の發行を銀行の自由に任かすが如きは得策に非らず若し銀行が準備金なくして紙幣を過發し一時取付に遇ふて之に應ずること能はざることあらば政府は甚だ迷惑を被ひり一般人民も非常なる損害を蒙むるに至る可し故に一は政府自身の爲め一は公衆の爲め其銀行に干涉せざるを得ざるなり是れ一旦紙幣發行の特權銀行を造りたる結果として已む可からざる事なりとす

金紙同價法

（第十一）紙幣同價法 此方法は紙幣をして正價と同一の價格を保たしむるものにて固より金銀貨と交換せざる法なり即ち紙幣が正貨に對して下落する

時は直に其流通額を縮少して同一價格を保たしむるに在るを以て此伸縮の策略を巧みに利用せば金紙の差違を生せずして兌換紙幣と異ることなく一見便利なる方法なるが如し彼の普佛戰爭の際佛蘭西銀行は此方法を以て不換紙幣を發行し其價格正貨に比して下落するときは直に之を減縮して財政を紊亂せしめざりしは世人の夙に歎賞する所なり然れども此方法の弊害たる漸次多額の紙幣を發行するに至る一事にて佛國の如き好成績は容易に望む可からず名は金紙同價なりと謂ふも其實眞價なき紙幣に法律上の効力を與ふるものなれば固より不換紙幣たると辯を待たず蓋し不換紙幣は之を發行するも多額の費用を要せずして而かも容易なるが故に知らず識らず巨額の發行をなして遂に縮少す可からざる困難に陥るものなり既に其發行高にして巨額ならんか物價騰貴して輸入増加し正貨は益々外國に流出するに至る可し故に此金紙同價法は決して當を得たるものと謂ふを得ざるなり

（第十二）租稅支拂法 此方法は不換紙幣を發行して租稅の支拂に使用することを得せしむるものなり即ち租稅の上納に便利なるが爲め人民は安心して

租稅支拂法

之を受取り爲めに其價格下落せざるべしとの考より案出したるものとす故
に若し其發行に制限を置き其需要額に超過せしめざる時は敢て弊害なかる
可しと雖も紙幣は元來増發し易きものなるを以て到底其制限内に止まるも
のにあらざり一旦増發して金紙の差を生ずるときは縦令租税に支拂ふも政府
にて其紙幣を燒棄せざれば回復す可からざるなり然らば若し政府にて之を
燒き棄てんか政費を支拂ふこと能はず故に此法は結局採用す可からざる
ものと謂ふ可し

交換延引法

(第十三)交換延引法 此方法は後年正貨と引換ることを約束して發行する一
種の不換紙幣發行法なり即ち純然たる不換紙幣にては其價格下落するの恐
れあるを以て之を救はんが爲めに目下交換せざるも何年後には必らず之を
交換す可しと約し其實交換準備金なきにも拘はらず其名目丈は交換紙幣と
ならず在り此法の行はるゝは大抵戦争の際人民公共の心に訴へて之を流通
せしむることある場合に多し然れども多くは長期限にして且つ價格不確實
なるも及び増發の度に隨ふて其價格下落し遂に容易に回復すべからざるも

不交換法

のあるとの二者より察すれば固より良法とは謂ひ難し
(第十四)不交換法 此方法は純粹なる不換紙幣を發行するものにて金紙同價
法の如く制限をも爲さず又交換延引法の如く將來の交換をも約さず總て金
銀貨を發行すると同様に發行するものなり此の法の弊害とする所は第一増
發され易きことにして一旦不換紙幣を發行する時は何れの國と雖も過發せ
られざるはなきに明なる可し紙幣の増發は價格を下落せしめて物價騰貴
し投機空商の弊を増して市場を攪擾せしむること殊に甚し第二は彈力なき
ことにして即ち正貨と交換せられざるを以て毫も伸縮するの力なきこと
是れなり蓋し不換紙幣は實に恐る可き危険の伏在するものなるが故に銀行に
發行せしめたることは殆んど之れなく政府自ら發行し來れり去りながら此
法も之を行ふに宜しきを制するときは亦必らずしも大効なきにあらず即ち
巧みに其高を制限して一國の需要點を超過せしめず以て其價格を維持する
に足る時の如きは是れなり北米合衆國の獨立を遂げ或は佛國をして獨乙へ價
金を支拂ひたる後の財政を維持せしめ或は又伊太利の建國を助け近くは我

が維新の大業を助けしが如きは其實例の較著なるものとす然れども此の如きは固と變に處して偶々奇功を奏したるものなれば之を以て常法と思ふは不可なり

以上十四種の紙幣發行法はシモボンズ氏が學理上より分析したるものにて、紙幣發行の方法は略ぼ盡したるものと謂ふ可し元來銀行紙幣は金銀に交換すべき性質のものなるが故に右十四種の内第十一以下の方法は之を除却して他の十種の方法中何れが最も銀行紙幣發行法に適當なるか將た如何なる方法を以てせば最良なるか請ふ試みに之を究めん

第十一より第十に至る十種の方法中皆な一利一害ありて直に一種の方法を以て最良なりと斷定することを得ず故に余は各種の方法中其長所のみを折衷し新に善法を案出せんと欲す余の意見を以てすれば右十種中の分類準備法と伸縮制限法とを折衷したる方法を以て最も善良なりと信ず其方法は從來の實驗より出でたる最新の工夫に係るものにて能く各種紙幣發行の所長を採りて短所を捨てたるものなり現に獨逸及び我國に於て採用せる方法にし

紙幣發行の最良法

十六世紀

計算
中央銀行

て極めて便利なるを知悉せり即ち證書準備にて發行し得べき高を一定し其以上は正金銀を準備せしめる者に此點は分類準備法と最高額制限法とを折衷して其利を取り且之に交ゆるに伸縮制限法を以てし若し金銀の準備なくして定額以上の紙幣を發行せんとする時は之に對して政府に租税を納めしむるに在り夫れ一國に流通する通貨の高は一定するものにあらずして商業の盛衰事業の隆替に従て増加するものなり即ち商業活潑に赴き事業振起すると時は通貨を要すること多く之に反して商業沈滞し事業萎靡するときは通貨を要すること少し且つ又一年間に在ても季節に依て通貨を要するの度同しからず例へば其國物産の著大なるもの、收穫する時季は之を取引する概爲め市場にて通貨を要すること大なるが如し然れども一國にて必要とする通貨の最低額は概略一定の程度あるものにて即ち國の内外に通し物價の平準を得る水準點是れなり如何に商業衰頹し事業萎靡するとも通貨は此水準點より下ること能はず故に此最低額を假定して紙幣發行の制限を設けは紙幣過發せらるゝが如きことなし去れば此假定の額は正貨を準備とし

て其利子を損するを爲さずとも利息付きの證券を抵當として紙幣を發行せしむるも決して危険なし而して此制限以上を發行せんと欲せば正貨を準備するに在るを以て溢發するの弊害なきは争ふ可からず然れども金融逼迫して通貨の需要急を告ぐるの時は正貨亦欠乏を訴ふるの時なるが故に斯かる場合に際し正貨を準備せよと云ふは到底望む可からざるを以て此に於てが準備金を要せず租税を拂ふて紙幣を發行せしむるの方法を設けざる可からず斯くの如くせば紙幣發行上の危険を避くるとを得て而かも金融逼迫しを恐慌將に起らんとするに際し之を救済するを得べし是れ余の分類準備法と伸縮制限法とを折衷したる方法を以て最良となす所以なり

第七章 銀行の種類

第一節 中央銀行

中央銀行は國家經濟の機關にして通貨の伸縮金利の平準を計るを目的とするものなり其營業とする所は固より貸付割引及び預金等を爲すに在れども

中央銀行の性質

其方針に至るは普通の銀行と同一からず蓋し普通の銀行は主として一個人を相手に貸出割引等を爲すも中央銀行は重もに各銀行に對して貸付割引等を爲すものなり左れば中央銀行は縦令箇人に對して貸付割引を爲すことあるも國家の機關たるが故に他の各銀行と競争するが如きこと決して之れなし而して其營業に於ては常に國家理財の觀念を維持するを以て單に中央銀行の利益のみを目的とせず各銀行を扶植して金融界の中心となるものなり即ち各銀行に於て中央銀行に向て借入を求むれば中央銀行は市場一般の利率歩合より幾分か低廉にて貸出を常とす又各銀行の發行したる手形を割引し或は各銀行が個人より受取たる手形を再割引せり而して其再割引たるや一旦他の銀行の手を経たるものなるが故に萬一手形不渡の時は其取次たる銀行に向て支拂を要求するを以て損失を蒙るの危険少なし中央銀行は斯く各銀行の上に立て働かざるのにして所謂銀行の銀行なるを以て世之を銀行の母と稱せり

中央銀行には一の特權あり紙幣を發行すること是れなり元來紙幣は一種の特權

銀行論 銀行の種類

約束手形にして如何なる銀行にて之を發行することを得ずしと雖も數種の紙幣國內に流通するときは取引上不便なりとて紙幣統一の説近年各國に行はれ爲めに紙幣發行の權利を中央銀行のみに附與して他の銀行には之を與へざるに至れり即ち中央銀行は紙幣發行の特典を與へて其發行する紙幣は通貨たるの資格を與ふるは近代一般の傾向なりとす此事たる非常の特典にして中央銀行が發行し得べき紙幣丈けは國家より無利息にて借入れたるに同じ故に普通銀行と競争す可からざるは勿論更に特別の責任なかる可からず

中央銀行の責任たる一國通貨の伸縮を計りて金利の平準を調和するに在るは固より明かなりと雖も是れ寧ろ中央銀行の本質にして未だ以て責任若くは義務を稱すべきものにあらず中央銀行の責任又は義務は無手数料は國庫金の取扱を爲し公債の募集を掌り或は公債の利子金等の仕拂を爲し或は大藏證券の引受け或は恐慌の際之を鎮定する等是れなれば全國の租税を徵收して之を國庫に納め或は政府が總ての仕拂を爲す際際し之が貨幣の授

をなし或は公債を募集するに當て政府と民間との中間に立て之が貨幣の授受をなし或は公債を募集するに當て政府と民間との中間に立て之が轉讓の勞を執るが如きは中央銀行の辭す可からざる處にして加ふるに紙幣發行高に課税せらるるも決して拒むること能はず如何となれば貸付たる可き紙幣を發行するは國家の有す可き權利なるに之を中央銀行に附與する以上は其特異より出づる利益は向て一部分課税すること至當なればなり唯だ時の情勢如何に依て免除することあるのみ次に恐慌の起りたる時に際しては全力を盡くして鎮定に従はざる可からず恐慌の鎮定策に付ては前章已に講述したりし如く貸出を盛にすること最も必要なりとす而して中央銀行は紙幣發行の特權あるが故に盛に紙幣を發行して時の急に應じ以て恐慌を鎮定することを得べし此責任たる中央銀行に在ては極めて主要なるものなり

中央銀行の利子歩合に關しては從來議論の紛生せる所なるが今其論點を摘示すれば中央銀行は所謂銀行の銀行なるが故に一般利子歩合より低き歩合を以て割引貸付を爲す可き筈なるに英國の中央銀行たる英蘭銀行は其利子

歩合却て市場の歩合より高きは如何なる故なりやと云ふに歸するもの、如し然れども是れ未だ英蘭銀行の真相と且つは同行が斯かる策を採るは他に其理由を知るべきを知らざるものなり蓋し英蘭銀行の利子歩合には實際表裏の二面あり假令ば公然公告したる歩合は三分にても相手に依りては三分以下にて割引するを常とす即ち表向は市場の歩合より幾分か高くとも相手によりては市場の歩合にて貸すものなり而して其相手とは英蘭銀行と平素取引する通例の華主と云ふ抑も中央銀行は一個人と取引することを禁止するかのなれども英蘭銀行に在ては嘗て歴史上特種の發達を爲し來りたるが故に學理上の所謂中央銀行とは趣を異にする所あり故に同行が中央銀行となりて所謂銀行の銀行たると同時に一方には通例の一個人等を華主として預金取立爲換其他普通の銀行事業を營めり而して英蘭銀行の華主が割引貸付を同行に求むる時は市場一般の歩合に應ずるなり此取引高頗る多く同行が之より得る所の利益は尠少にあらざるに若し此等の華主に對し英蘭銀行の利子歩合をして市場よりも高からしめんか何人も同行より借入るゝことを爲さざる可く同行は遂に利益多き配當を爲すこと能はざる可し故に英蘭銀行の利子歩合市場の歩合より高しと云ふは單に同行が諸銀行爲換仲買人に對する時即ち銀行の銀行たる時を云ふものと知る可し而して何が故に銀行爲換仲買人等六對して市場の歩合より高き利子歩合を取るかは畢竟投機の獎勵を恐れ中央銀行準備金の減少を恐るゝに在り猶其理由は次に述べん英國は世界の金満國にして英蘭銀行以外の諸銀行と雖も皆資金充實し營業の盛大なること遠く各國の及はざる所なり故に英蘭銀行が各自の資金丈けを運用するのみにて充分の取引を爲すを得可く非常の場合を除くの外は中央銀行の助けを求むるの必要なし隨て利違ひを口錢とする才取然たる事を爲さざるも可なり諸銀行の資金斯く充實するを以て平時に在りては決して商工業の融通に不足なき程の資金充實する上中央銀行たるもの巨額の資金を擁して低利の貸出を爲さば如何人情の常として投機を爲すに至るや必然なり況んや英國商工等は孰れも元氣活潑にして射利心の甚しき徒なるをや彼等は出來得る限りは利子を支拂ひて他人の資金迄使用して利益を占め

英蘭銀行の
小銀行及爲
替仲買人に
對して利子
歩合高き所
以

銀行論 銀行の種類

港を以て欲するものなるが故に英蘭銀行外の諸銀行が有する資金は是等商
 工の融通を爲し得る限りは殆んど一杯に使用されるものにして只だ高利に
 て苦苦しからずと思ふ分のみ英蘭銀行に來りて融通を求むるものとす然る
 振若し英蘭銀行にして低利の貸出を爲さば此等商工は直接に同行に來らず
 とも諸銀行は皆英蘭銀行より資金を引出し以て此等商工の求に應せんこと
 鏡然懸けて見るが如し斯く諸銀行にして英蘭銀行の資金を才取手段に依り
 自由商工に貸出すとすれば俗に所謂得たり賢としと須臾にして同行の資
 金を引出し盡し盛んに投機事業を營みて物價を騰貴せしめん騰貴すれば英
 蘭の輸出は減少し輸入は増加す可し乃ち爲換相場英國の爲めに不利となり
 て英國より正貨を輸出せざる可からざるに至らん而して彼の投機事業も多
 少は其國に中ならず從て借りたる資金を返却することを得ざる可し此時に及
 んで國中の有様を觀れば諸銀行の資金は盡く一杯に隔通するが故に不時
 の變に備へたるものなし之を譬ふれば城兵盡く遠征して城内に止る者なき
 と一般實に寒心せざるを得ざるなり只だ英蘭銀行が低利の貸出を爲すが爲

以て
 英蘭銀行の
 資金の
 引出し
 自由商工に
 貸出すと
 すれば俗に
 所謂得たり
 賢としと須
 臾にして同
 行の資金を
 才取手段に
 依り

英蘭銀行の
 資金の引出し

英蘭銀行と
 小銀行との
 關係

めに英國商工等の投機を獎勵するのみならず英國は世界金融の中心にして
 諸國の資金の借入れを仲立ち所なれば英蘭銀行若し市場の歩合は高き
 則ち歩合は低き貸出すと聞かば佛獨白等交通迅速相往なると諸外國は亦以て來
 りて同行の資金を引出す可し英蘭銀行如何に巨額の金穴ありても内外より
 其資金を引出せるれば忽ち枯渇して次第を告ぐも亦至らん高き銀行の銀行た
 る英蘭銀行の資金欠乏せば以て危懼の念を注ぎて恐慌起らんとす然
 るに英蘭銀行の資金欠乏せば以て危懼の念を注ぎて恐慌起らんとす然
 抑も英國の銀行制度を見るに諸小銀行は諸大銀行の預金を爲し諸大銀行は
 英蘭銀行の預金を爲すものにして英國諸銀行の準備金は結局英蘭銀行に在
 るなり此の故に諸銀行の準備金は其預金の三割半乃至四割乃至五割に過ぎざら
 ず英蘭銀行の準備金は其預金の三割半乃至四割乃至五割に過ぎざら
 の中準備金の欠乏を告げ事急なるものある時は英蘭銀行に來りて其預金
 を引出す可し是れは利子は高きも止むを得ず薄利引を受くもか減
 は抵着を出して一時借入を求むる故也此時に及れば是れは事案無利定に預金

銀行論 銀行の種類

ビールの條
例要點

前當時の立法者は之を紙幣の過發を基因するものと思惟し紙幣發行に制限
 附設けんとし終に有名なる洋八百四十圓年滿のトビールの銀行條例を發
 布したるに、其の條は第一并八百四十四年八月卅一日以後英國銀行を分て並部と
 同條例の要點は第二并四百四十四年八月卅一日以後英國銀行を分て並部と
 同條例の發行部とし專ら紙幣發行の事務を掌りて營業部とし專ら通常の銀
 行事務を掌りて全分分離するものと第三英國銀行は正價の準備金に對し
 券に千四百萬磅今日は千五百萬磅を増加せしむの紙幣を發行するを得るこ
 と第四從來紙幣を發行し來りたる銀行は是迄發行したる紙幣の額を超過し
 紙發行するを得ざるものと第五從來紙幣を發行し來りたる銀行が將來若し其發行
 の權を英國銀行に讓りし時は其金額を以て其紙幣發行を廢止せし時は其五分
 の正付と英國銀行に對し正貨の準備なしに發行し得ること第六英國銀行は
 其對面萬磅今日は千五百萬磅を超て紙幣を發行するときは必ず同額の正
 貨準備すること是れなり
 以上の條例は即ち今日も猶發行はるものにして恐慌の際該條例を停止せ

英國銀行の
業務

英國銀行の
業務

さる可からざるは第四章恐慌の原因及救済策の部に於て講述したる所の如
 心、英國銀行の業務を見るに當り述べたるが如く一個人に對して貸付割
 引及び預金等を爲す他銀行に對して爲すを固き多し且政府の出
 納を司る國債元利の發拂公債證券の賣買與の取扱を爲す天賦者證券を引
 受たり又政府の貸付を爲せり而して此等の義務を負担するも無報酬なりと
 是れ紙幣發行の特典に對して當然なればなり
 佛蘭西銀行は佛蘭西銀行は千八百零九年に於てレオン・セグーが設立せしものなり
 其設立の趣旨は當時破産閉店する銀行陸續進を接せしを以て銀行
 制度を改革し紙幣を發行する銀行は悉く之を合併して一體を爲し巴里に在
 る佛蘭西銀行を以て之が首領とし他の銀行は皆其肢體に屈せしめ而して政
 府之を監督せば公益を普及せしむるを得んとの精神より出でたるものとす
 當初は其資本金三千萬フラン(百萬圓)にして之を三萬株に分ち一株一千
 フランシクシテなせり株主は總て佛人たるを要し總株四分の三以上の同意を得
 ざれば閉店する能はず而して其營業は第一身代雜實なる者三人以上記

佛蘭西銀行
設立の趣旨

佛蘭西銀行の
營業

銀行論 銀行の種類

名もたる九十以内の商業手形を割引すること、第三各種手形の取付を爲し及
 確實なる抵當物を取りて貸付を爲すこと、(第三)當座預り金を爲すこと、(第四)交
 換及支拂に差支へざるを度として兌換紙幣及期日拂の手形を發行すること
 是なり斯くして營業後五ヶ月に至り政府より國債利子支拂の事務を囑托せ
 られ千八百四年に至る迄其事務を取扱へり同年之を免せられ千八百十七年
 に再び之を委任せられ千八百廿七年に及びて之を免せられたり、嗣て千八百
 三年四月に佛蘭西銀行は將來十五年間紙幣發行の獨占權を附與せられ千八
 百八年四月に及び其紙幣發行の特權を擴張して廿五年間即ち千八百四十
 三年迄の期限とし且つ資本金を増加して四千五百萬フランとなせり又之
 と共に利益配當を六分とし尙ほ所得に殘餘ある時は其三分の二を株主へ配
 當し其三分の一を準備金に組入れしめ併せて是迄純然たる私立銀行たりし
 政府の機關に改めたり去れば取締役監査役は株主の選舉に出づるも總裁副
 總裁は政府にて選任するものとされり、佛蘭西銀行は千八百八年一月に至り始めて支店を各地方に設立することを

許可せられたり依て同年六月里昂及び外三ヶ所に支店を開設せり爾來同行
 は汲々として支店増設を圖り千八百四十八年には共五となれり、而して此年
 に於て從來紙幣を發行したる九ヶ所の地方銀行は悉く佛蘭西銀行に合併し
 たるを以て以後佛蘭西にて紙幣を發行する銀行は獨り佛蘭西銀行のみ
 嗣て同行の營業期限は千八百四十三年迄至り満期を以て千八百四十
 三年三月更に其期限を千八百六十七年十二月卅一日迄延期し併せて其資本金
 をも増加したる千八百四十八年を以て其位を退き佛國人民第二共和
 政治を設立したるを以て政治上の如變動を來せしたるも共に一國の財政上
 にも影響を及ぼし従て銀行亦其影響を被らざるなく多きは開店するに至れ
 り而して佛蘭西銀行も一般の信用動搖の爲め終に其紙幣交換の制を維持す
 るも能はず、政府に請求に交換停止の事を以てせり政府も亦事情已むを得
 ざるを察し千八百四十八年五月里昂並に府縣に於て佛蘭西銀行本支店の紙
 幣發行高千億五千萬フランを超過せざる以上は其紙幣を流通紙幣とし且
 つ其額面價格を以て之を流通すべきを令じ而して紙幣の最小額面を百フラ

此の銀行は、
獨逸銀行の
營業

獨逸銀行は、獨逸帝國銀行は普魯西銀行の膨脹して改稱せしものにて即ち千八百七十五年の頃普魯西の權勢漸々強大は趨き獨逸聯邦を統轄するに至りたるを以て斯を改名せしなり。該行は政府の監督を受け其營業とする所は紙幣を發行すること、短期爲換の割引を爲すこと、獨逸政府の公債證書抵當に對しては其價格の四分に當る丈の貸金を爲し、又他國政府の公債證書なるものは其價格の二分の十に當る丈の貸金を爲すこと、確實なる爲換手形に對しては其九割を貸出すこと、物品なるときは其價格の二分の十を貸出すこと、正金銀の賣買を爲すこと、公衆の爲めに支拂を爲し或は貸金を取立つること、預金及保護預金を爲すこと、金銀財寶其他貴重品の保險預金を爲すこと、株券の賣買を媒介し手數料を取ること、等により、又獨逸公債證書或は鐵道株を買入ることを得るものなり、其資本金は三千萬圓にして、之を四萬株に分ち、一株を七百五十圓とせしめ、而して準備金の割合は資本額の四分の一と爲し、利益金は、女株主に四分五厘の利益を配當し、殘額の二割を積み立て、之を準備金へ繰入るものなり。

獨逸銀行の
紙幣發行法

獨逸帝國銀行の紙幣發行法は、其發行高の三分の一は正貨にて準備し、殘三分の二は短期の手形を以て之に充つ。然れども手形を以て抵當に充つる分は六千六百四十兆七萬八千七百五十圓に限れ、故に此定額以上を發行せんと欲せば紙幣と同額の正貨を準備せざる可からず。去れども若し其制限外發行高に對して政府が五分の租税を納むる時は隨意に發行することを得るなり。又同銀行の利益配當は前述せる株主の爲め拂込資本の利子四分五厘并に準備金に繰入るものを控除し、殘餘は之を折半して、其一半を株主に配當し、一半を政府へ納むるものとす。而して株主の配當八分以上となる時は、其殘餘の三分の二は之を政府へ納め、其三分の一は更に株主へ配當するものとせしめ、尤も株主の配當四分五厘に達せざる時は準備金を以て之を填補するものとす。獨逸帝國銀行は無手数料に不國庫金の取扱を爲し、以て政府の出納役を勤むるの義務あり、又立法院の指定する所に從ひ、國中の都會に支店を設立するの義務あるものとす。故に現今同行の支店各地に散在して三百以上に上れり。英佛獨三ヶ國の中央銀行に就て其一斑を講述したれば、是より我國の中央銀行論 銀行の種類

